

## 第 3 回

# ごみ処理施設調査特別委員会会議録

令和5年1月17日

忠 岡 町 議 会

## ごみ処理施設調査特別委員会（第3回）会議録

日 時 令和5年1月17日（火）午前9時58分開会

場 所 委員会室

### 1. 出席委員

委員長	北村 孝	副委員長	三宅 良矢
委員	河瀬 成利	委員	小島みゆき
委員	二家本英生	委員	是枝 綾子
委員	松井 匡仁	委員	前川 和也
委員	今奈良幸子	委員	勝元由佳子
委員	河野 隆子		
オブザーバー	和田 善臣議長		

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 出席理事者

町 長	杉原 健士	副 町 長	井上 智宏
教 育 長	富本 正昭	町長公室長	立花 武彦
秘書人事課長	中定 昭博	住民部長	谷野 栄二
住民部次長兼生活環境課長	新城 正俊		

### 1. 本議会の職員

事務局長	柏原 憲一
主 査	酒井 宇紀
主 査	岩間早百合

委員長（北村 孝議員）

おはようございます。

委員皆様方には、ご多忙のところご参集くださいます、ありがとうございます。

ただいまから、忠岡町ごみ処理施設調査特別委員会を開会いたします。

（「午前9時58分」開会）

委員長（北村 孝議員）

本日の会議は傍聴を許可しておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

委員長（北村 孝議員）

本日の出席委員は全員でございますので、委員会は成立いたしております。

委員長（北村 孝議員）

会議録署名委員は、委員会条例第26条の規定によりまして、5番・二家本英生委員を指名いたします。

委員長（北村 孝議員）

開会に先立ち、町長よりご挨拶を頂きます。

町長（杉原健士町長）

皆さん、おはようございます。先日に引き続きまして早朝よりご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、ごみ処理施設調査特別委員会ということで、しっかりと説明をしながらご審議願いたいと思っております。しっかりと説明していきたいと思っておりますので、その分に当たりまして、皆様方の忌憚のないご意見を頂きながら前へ進めてまいりたいと、かように思っておりますので、ご協力よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

委員長（北村 孝議員）

ありがとうございます。

早速議事に移ります。発言の際は、議員・理事者の皆様、「委員長」と言っていただき、私がお名前をお呼びしてから発言していただきますようお願いをいたします。

また、発言者はマイクのスイッチを押してから発言されますようお願いをいたします。

委員長（北村 孝議員）

案件1 今後のごみ処理方針について、お手元にご配布しております資料に基づき、理事者より説明を求めます。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

おはようございます。生活環境課の新城でございます。

昨日の第1回臨時会において、「（仮称）地域エネルギーセンター等整備・運営事業公民連携協定に関する議会の議決すべき事件を定める条例の制定について」可決を頂きまして、同日付にて「（仮称）地域エネルギーセンター等整備・運営事業公民連携協定の締結について」追加議案の上程をさせていただいたところでございます。

本案件については、明日の総務事業常任委員会に付託されるということですが、本日はごみ処理施設調査特別委員会ということで、皆さんおそろいの場をお借りして、資料1と4について「事業者からの提案内容の概要」、資料2・3及び議案第2号資料にて「事業者選定の概要」をご説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、資料1をご覧ください。こちらは、先般実施いたしました「（仮称）地域エネルギーセンター等整備・運営事業に係る公募型プロポーザル」において事業者から提出いただいた企画提案書でございます。このほかにも既定の様式において、処理単価等を提案を頂いたところですが、その算定においては多分に営業上のノウハウを含むところがございます。これを公開することにより提案者の競争上の地位、財産権その他正当な利益を侵害するに相当の理由が認められることから、忠岡町情報公開条例第6条第1号の規定により公開しないこととしておりますので、今回資料としてお示しすることができませんが、ご理解ください。また、この企画提案書の一部についても同様の理由により墨消しを施しております。

それでは、1ページめくっていただきまして目次をご覧ください。こちらに記載のとおり、第1章から第6章まで章立てで提案がございましたが、上から順に重要な点をピックアップしてご説明いたします。

まず、第1章では「提案方針について」ということで、提案事業者の事業遂行能力等について記載がございますが、事業内容に関連する部分としましては8ページの「ポイント2、ごみ処理コストの低減のために」において、焼却施設及び中継施設の外觀イメージと併せて施設計画の考え方が示されております。特徴としましては、焼却施設においてプラットホームやタービン室等は建物内に配置し、炉本体や排ガス処理設備は建物で囲わない仕様ということで、民間発想の効率的な施設計画によって事業コストの縮減を図るということでございました。

続いて、9ページでは本事業のごみ処理フローが示されておりますが、平均処理量200トン/日の焼却施設と、50トン/日のリサイクルセンターを建設し、忠岡町の一般廃

棄物については可燃ごみは焼却施設において焼却処理し、それ以外のごみについてはリサイクルセンターで分別処理を行い、可燃物のみ焼却するといったフローとなります。

続いて、再度目次をご覧くださいまして、第2章においては中継施設運用時と新施設運用時に分けてそれぞれ事業スキームについて記載がございます。中継施設運用時については、資源ごみの分別手法によって、さらに第一段階、第二段階に分けて提案がございました。

まずは、10ページ、11ページをご覧ください。こちらでは、第一段階として令和6年4月から令和9年3月におけるスキームの記載がございますが、既設のし尿処理場と動物炉を解体し、11ページの図（A3の図面は38ページになります）の点線で囲われたエリアに中継施設を建設し運用するものでございます。この第一段階においては、忠岡町で発生した一般廃棄物のうち、可燃ごみと粗大ごみを中継施設に運び込み、大型車両にホイールローダー等で一般廃棄物を積み込んで外部処理を行うこととなります。また、それ以外の資源ごみなどについては11ページの点線外の敷地において、現状の運用どおり分別作業の後、外部処理を行うこととなります。また、この間の車両動線等については12ページに記載がございます。

続いて、12ページから14ページでは、第二段階として令和9年4月から令和15年3月におけるスキームが示されておりますが、13ページの図（A3の図面では42ページになります）のとおりこの期間においては中継施設内に資源ごみ処理施設を設置し、資源ごみについても中継施設において受入れを行い、分別の後、外部処理を行うこととなります。

14ページから17ページにおいては、第一段階及び第二段階における外部処理について、提案者の有する処理施設の能力などについて示されております。

続いて、18ページから24ページでは既存施設の解体と新施設の建設について記載がございますが、令和11年4月から令和15年3月と先ほどの中継第二段階の後半に重なる期間において、既存施設の解体と新施設の建設を行うということでございます。

この期間では、まず既存のごみ処理施設、管理棟、破砕機、ペットボトル減容施設、リサイクルセンターを解体撤去し、その後、新施設と附属施設を建設するものとされております。また、新施設（焼却施設）の建設とともに整備する附属施設は、トラックスケール、管理室、管理棟、こちらのほうには見学者用ルーム、プラスSPCの事務所、町職員執務エリアを含んでおります、を予定しているということでありました。これと並行して、中継施設内においても粗大ごみ破砕施設を追加設置するものでございます。これらの建設、設置後の図面や施設能力等については19ページ（A3図面は46ページ）に記載がございますが、処理能力220トン/日の1炉構成の提案でありました。1炉構成の場合、トラブル等により施設が停止した場合の対応が求められますが、こちらについても同ページの下部に記載がございますが、停止期間については産業系の廃棄物の受入れを中断

し、町の一般廃棄物についてはピット貯留の上、提案者の有する施設において外部処理を行うことで一般廃棄物の処理を継続させるものとしております。また、その原因がSPCの責務に帰するものであった場合には、その時点の新施設への委託費以外の追加料金は発生しないということでございます。

また、炉の処理方式はストーカ式とされておりますが、続く20ページにおいてストーカ式の選定理由について記載がございしますが、プラスチック資源循環促進法が施行され、今後、焼却処理される廃プラスチックの量は減少が想定されており、それに伴って、焼却施設に投入される廃棄物の熱量も下がっていくと考えられることや、本事業で投入される産業系廃棄物は一般廃棄物と同様性状のものを想定していることから、一般廃棄物処理施設で多く導入実績のあるストーカ式を選択したものであるということでございます。そのほか、炉や破碎設備の詳細説明は21ページから24ページにおいて記載されております。

続いて、25ページから26ページにかけて、令和15年4月から令和45年3月までを想定している新施設の稼働期間の対応について示されておりますが、26ページでは新施設に供給することを予定している廃棄物の種類と対象物の事例が記載されておりますが、いずれも、建設現場から排出されるようなもの、または、家庭から燃えるごみとして搬出されるものに含まれているような日用品や食品と同様の性状の廃棄物が想定されており、町が認めたものを受け入れる旨、記載がございします。

また、26ページ下部には新施設の稼働停止後の対応について記載がございしますが、事業用地は町からの借地となることから、新施設稼働停止後においては、解体撤去して更地返却する旨、またその費用についてはSPCにおいて資産除去債務として計上する旨が記載されております。

続いて、27ページから30ページにおいては、「第3章 地域貢献に対するビジョン」として章立てされておまして、27ページでは主に熱エネルギーの回収・活用について触れられておりますが、新施設で発電した電力は現在の制度上、全てがCO<sub>2</sub>排出係数ゼロの電気、つまり非化石エネルギーとして取り扱われ、そのうちバイオマス由来の電力は再生可能エネルギーとして取り扱われます。また、電力の地産地消に取り組む旨も記載されており、具体的なスキームとしては図にも示されております「地域新電力会社の活用」を初めとして、「自己託送制度の活用」や「自営線の活用」等も考えられるとしており、新施設の稼働開始までの期間に国による電気事業制度の見直しや民間企業の新たなサービスの提供を踏まえて、町との協議の上、最適な選択を提案するものとされております。

また、27ページ、28ページにまたがって、「地元雇用、地元経済への貢献」の考え方が示されておりますが、雇用による経済貢献を初めとして、近隣の企業における廃棄物処理コストの低減に資する可能性が示されております。さらに、町としましては、借地料及び固定資産税・法人町民税の収入が発生することとなります。

続いて、28ページ、29ページにまたがって周辺環境への貢献について示されておりますが、騒音・振動・粉じんの規制基準を満たすことができるよう、散水設備等の設置を行う旨が記載されております。また、臭気に対する対策としては、散水設備で噴霧する水に消臭薬剤を添加するほか、中継施設内を局所吸引し、活性炭を用いた脱臭装置にて脱臭を行う旨が示されております。また、新施設の排ガスについては、国の規制基準を満たした上で、大阪府環境影響評価条例の手続を通じて、上乘せする基準値を設定する旨が示されております。

続いてその下、「地球環境への貢献」においては、平成31年3月29日に環境省から発出された「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」においても、気候変動対策推進のため、焼却施設の大規模化により、施設の省エネルギー化のみならず、電気や熱として廃棄物エネルギーを効率的に回収し、地域エネルギーセンターとして周辺施設等にエネルギーを供給することが望まれるとされていること。また、その方法として、民間の廃棄物処理施設にごみ処理を委託し、施設の集約化を図ることも例示されていることから、本提案は国の示す方向性に沿ったものである旨が記載されております。また、漂着ごみについても、町や府から要請があった場合は積極的に受入れを行うものとしております。

続く30ページにおいては、「災害廃棄物に対する対応」ということで、災害発生時は産業系廃棄物の受入れに優先して災害廃棄物の受入れを行い、迅速な処理を行うということでありまして、さきのページにもありました破砕機についても災害廃棄物に対応可能な処理能力を有するものを選定するというございます。

続いて、31ページ、32ページでは、「第4章 その他独自提案事項」という章立てとなっておりますが、31ページ上段では基本協定締結後の官民協議体制ということで、中継施設運用開始までのスケジュールがタイトであることから、基本協定締結後速やかに町と事業者の間で協議体を立ち上げて、情報共有等を行うこととしており、その後の許認可手続や気候変動対策等に関する参考意見を頂く観点から、大阪府や環境省にも会議体へのオブザーバー参加を打診する旨の記載がございます。

続いて、下段では、事業を進める上でのモニタリング体制について記載がございます。地域住民・地元企業・地元団体等を含めた図に示すような協議体の設置について提案がございました。また、ここで示される協議体については、実際に運用する場合には相当の専門性が必要であり、大きな事務量が発生することが想定されることから、次のページに示す産業系廃棄物の受入れに係る搬入協力金を設定し、財源を確保し、運営コストを創出してはどうかという提案もございました。

搬入協力金については、32ページ上段において他市の事例を参照し、受入れ廃棄物1トン当たり1,000円の負担金を徴収する制度の創設について提案がございました。

続いて、下段では既存施設の解体費の考え方について示されております。解体費の見積

りについては冒頭の理由により墨消しとさせていただいておりますが、一般的な公共工事による場合と比較すると、億単位で少ない額の提示でありました。これの町負担については、中継施設建設に係る解体部分と新施設の建設に係る解体部分に分けて記載がございしますが、いずれも運用期間における可燃ごみの外部処理単価に解体費相当分を上乗せするという考え方でございました。

続いて、33ページでは事業実施体制について記載がございしますが、事業者選定の概要の資料に記載のとおり、代表企業は大栄環境株式会社であり、SPCが必要とする資金調達責任を負うとともに、外部処理を含む本事業の全てを統括するものでありまして、構成企業Aは三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社であり、新施設に係る設計・建設についてのみ、プラントメーカーとして担当するものであり、構成企業Bは有限会社松和メンテナンスであり、中継施設及び新施設の運営について担当するものとして提案がなされました。

また、34ページにおいては、これまでのページに記載のあった内容について時系列としてまとめられております。

以上、事業者提案の内容について簡潔にご説明させていただきました。冒頭申し上げましたとおり、提案単価については非公開とさせていただいておりますが、資料4において企画提案単価に基づく費用想定をお示ししております。事業者提案においては、ごみの種類ごとに中継期間と新施設期間に分けて単価をお示ししていただいておりますので、本費用想定においては種類別のごみ量に当該単価を乗じたものを合計して表示しております。

費用想定は、左から順に「令和4年9月13日の特別委員会での費用想定」、「企画提案単価に基づく費用想定」、こちらのほうは解体費を含まないものでございます。その横に2種類、解体費を含むものを示してありまして、9月13日の費用想定には解体費を含んでおりませんので、左側2つが比較対象になろうかと考えております。

提案単価ベースかつ解体費を含まない想定では、新施設運営期間の委託処理費が30年間トータルで50億55万円、中継期間中の外部処理委託費が9年間トータルで22億5,222万3,000円となり、表中Aに記載の令和6年度から令和44年度までの町負担費用合計は72億5,277万3,000円、これを事業期間で割り戻したBの年間平均町負担費用は1億8,596万9,000円、Cの処理トン当たり町負担費用については処理トン当たり3万5,000円となります。

また、特記事項に記載のとおり本費用想定は、ごみ処理費、運搬費、積み替え費で構成されており、ごみ中継処理期間は、別途搬入先自治体への協力金(約500万円)、光熱水費、既存施設管理費、電話使用料、処理困難物処理費などが必要となります。なお、資源ごみの処理については、令和6年度は従来の方式で処理を行い、後の年度、SPCに委託していく流れとなります。

一方、収入想定については、事業者提案においても1,000円/トンとありましたの



で、9月13日の想定から変化なしとしておりまして、4,838万4,000円と想定しております。

以上、費用面については別資料でのご説明となりましたが、これまでのご説明のとおり提案を受けたところであります。本提案の内容については、忠岡町一般廃棄物処理公民連携事業者選定委員会において、資料3の評価基準に基づいて評価いただきました。選定委員会の委員については、資料2のとおりです。また、事業者選定の概要につきましては、議案第2号資料に記載のとおり、今回、3社から構成される1グループから参加表明を受けまして、町による資格審査を実施いたしました。いずれの事業者においても参加資格を充足する結果となったことから、経営状況・見積額等について町による書類審査を実施いたしました。結果としましては、グループで70点満点中65.5点でありました。

続く提案審査においては、先ほど申し上げましたとおり、選定委員会において評価を行った結果、100点中73.2点という結果でありました。

最終評価は、書類審査及び提案審査の得点を合計し、170点満点中138.7点という結果でありまして、(仮称)地域エネルギーセンター等整備・運営事業審査基準書5-(4)の規定により、総合評価点が配点の70%を超えていることから、優先交渉権者として選定いたしました。

これについて、昨日の第1回臨時会において、本優先交渉権者との協定締結について追加議案として上程させていただいた次第でございます。本協定は、一般廃棄物の処理に当たって公民連携による事業方式として、一般廃棄物中継施設及び(仮称)地域エネルギーセンターを整備し、運営する事業の円滑な実施に向けた連携・協力事項などを定めるものでございまして、本協定締結後は事業者提案にもございましたが、官民の協議体を設けて中継施設実施協定及び新施設実施協定に向けて詳細の協議を実施する運びとなります。

以上、「事業者からの提案内容の概要」及び「事業者選定の概要」についてご説明させていただきます。

以上でございます。

委員長(北村 孝議員)

説明は、以上のとおりでございます。

ご質疑をお受けいたします。

委員(松井匡仁議員)

委員長。

委員長(北村 孝議員)

松井委員。

委員(松井匡仁議員)

松井です。よろしくお願ひいたします。何点か質問をさせていただきますので、少しお時間を頂きます。

まずは、9月議会と前回の特別委員会で要望させていただきました住民説明会の開催、ご苦労さまでありました。ありがとうございます。私も4か所で話をお伺いさせていただきましたんですけれども、私は一定の評価をさせていただいております。これでやっとこの議案の審議ができる状態になったなと考えております。

それでは、昨日頂いた企画提案書と企画単価の費用想定から質問をさせていただきます。まず、この資料4の費用想定から質問させていただきたいんですけれども、ごみ処理量、これが年間5,376トンとなっているんですが、この5,376と設定した根拠は何でしょうか。

委員長（北村 孝議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

こちらのほうの今回の比較で5,376トンとした設定理由としましては、現在、日量20トンというところで、今回の受入れは日量20トンという受入れがありましたので、そこらのほうから算定をしているんですけれども、こちらの20トンの受入れ、それと280日というところがあります。こちらの280日のほうに関しましては、補修期間等による停止期間を加味した稼働日数でありまして、365日から年間停止日85日を引いて算出しております。こちらの0.96の調整稼働率というのは、故障修理など一時停止約15日を想定して能力低下とすることを勘案したケースでございました。

日量20トンにおいては、本事業において一般廃棄物処理分として最大量認められるものの数値でありまして、これに280日と調整稼働率を乗じて、年間ごみ処理量5,376トンと仮定したものでございます。

以上でございます。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

すみません、計算式は分かるんです。ただですね、直近令和2年、令和3年の実際のごみ処理量というのはここまで多くないはずなんですけど、何でこんなに増えてるんでしょうか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

今後は、実際のところ令和3年度においてもこれほどのごみ量になっておりません。今後、ごみ量が減っていくという、人口減に伴いまして減っていくということになっているんですけれども、以前に9月13日に提出したごみ量というのが、比較する、検討する上で、

一緒の量というところで、今回、金額のところを算出するのに同類のごみの量を提出させていただきました。

今、令和3年度では、年間約4,814トンとなっております。

以上でございます。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

この5,376トンというのが、この下の数字の全ての計算の根拠になってるんです。ですので、ここを正確な数字、こうやって4,800から5,300までというたら500トン変わるわけですよ。500トンというたら、単純にこの中の計算でいったら、単価を当てはめてしもうたら、大体ですけど、2,000万円ほど変わってくるわけですよ、年間にしてね。その辺はきっちり出していったほうがええんやないかと。これ、私ら何を知りたいかというたら、最終的に、後で質問しますけども、忠岡町が何ぼ払うことになるんやということを知りたいんです。ですんで、こういうざっくりといいいますか、多分ここまでのごみの処理にならないような数字を入れるんじゃないかと、もうちょっときっちりした数字を入れてもええんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

先ほど、次長が申し上げたとおり、前回説明させていただいた同じ条件にそろえるがために、この数字になったということでございます。

ちなみに、ごみ排出量の推移として、今、廃棄物減量等基本計画で出している数字でございますと、集団回収の古紙を含んだ量でございますけども、令和2年度で5,511、令和3年度で5,243という数字がございます。古紙は直接費用がかかっておりませんので、そこから少なくなるのは間違いはないんですが、総量としてはニアリーかなというところもございます。

もう1点、今、費用をお示ししているところで、実際にその可燃ごみであったりとか粗大ごみ、資源ごみ、いろいろとごみの種類があるんですけども、具体的にその処理の手順等について事業者とまだ打合せをしてございませんので、その間でこういったような新たな費用が出てくるのかということまで、今現在は協議できてないので詰めておらない状態なんですね。そうしたところで、ちょっと前回の比較で使わせていただいた処理トン数を使っていったということでございます。

その金額というのは、議員ご指摘のように、少し大きな額になっておりますので、それ

を超えることはないだろうと。ごみが少なくなると金額はおのずと下がってくるということで、想定される上限額という形で捉まえていただきたいというふうに思います。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

分かりました。では、この数字が上限ということですね。

すみません、じゃあ、次の質問に移ります。また、資料のこの4のほうから質問をさせていただきます。令和6年から9年間の外部委託処理費用についてですけれども、これは特記事項とか注釈にいろいろ書いてますけれども、実際、令和6年、これの予算書に予算計上される処理費用の総額というのは幾らを想定してますか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

これも事業者と協議ができておりませんので、正確な数字は申し上げられませんけども、1年前に基本構想のときに、ごみ処理に関する基本構想を策定したわけなんですけど、単独処理、外部近隣広域への委託、そしてこの新しいごみ処理方式、3つを比較検討したときに、金額を提示させていただきました。3億強というところの金額があるんですけども、今ちょっと詳細な金額の計算できてないんですが、恐らくは3億前後になるんじゃないかなというふうに考えております。

それは、ごみ処理費用単価自体は下がっておるので安くなってるんですけども、ごみを積み替える費用がかかってまいりますので、ごみを中継処理する間につきましては、一定、3億前後になるんじゃないかなというふうに思っております、それが中継が終わって新施設に移行した際には、その金額というのはドンと下がります。その下がった平均値がですね、ここ本日お示しした1億8,000云々という金額になるということの内容でございます。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

ちょっと分かりにくいんですけど、私の知りたいのはですね、この計画に賛成したら、何ぼで忠岡町はごみ処理できるんやというところが知りたいんです。今よりどれだけ安くなるねんと。そこがちょっとはつきりせんとおっしゃるというのはおかしなことで、安う

なるからこうすると。これがより良い道やというふうに杉原町長言うてるわけですから、金額というのはある程度、まあ、これからの打合せもあるでしょう。そやけれども、ある程度はですね、今、3億前後になると思いますと言うんじゃないくて、大体これぐらいはという根拠を示しながら物を言うてほしいと思います。もうこれ、採決で決まってしまうんですから、もう少しきっちりした答弁してください。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

ちょっと申し上げられないといった中には、今現在、ごみ収集以外に、クリーンセンターの中で例えば缶・瓶の分別作業であったりとか、容器包装プラスチックを一旦収集したものを積み替えて運んでいったりする費用であったりとか、そうした収集と処理以外の費用というのがかかっているんですね。それは、この令和6年度にそっくりそのままこの新しい事業に移行できるわけではなくて、少なくとも1年間、今この提案では3年間ぐらい書いてますけども、その期間は移行期間ということになってしまうんですね。いきなり今の缶・瓶の選別をやめることはできませんので。ですから、そうしたところで、そこを含んでも3億円ぐらいになるのかなというところで考えてるんですね。

そうしたちょっと不確定要素がございますので、これは今後、協議が進んでまいりましたら、議会は年数回ございますので、その他案件等で、新しい事実が出てきましたらその都度報告させていただきたいというふうに思っております、ちょっとこの時点でその詳細な金額を、ちょっとこの金額だということがなかなかご提示できないところはご理解いただけたらなというふうには思います。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

確認です。予算書の話をしましたんで、これは税込みの話ですか、3億円前後と言いますのは。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

予算書ですから、当然消費税込みということでございます。

委員（松井匡仁議員）

分かりました。委員長、続けてよろしいですか。

委員長（北村 孝議員）

はい、松井委員。

委員（松井匡仁議員）

では、これ、令和6年、町民1人当たりのごみ処理費用というのはちょっと計算していただきたいです。何ぼぐらいになる予定ですか。

住民部（谷野栄二部長）

令和6年度ですか。

委員（松井匡仁議員）

はい。今、予算計上する金額は大体3億円と。そこにごみの収集やら全て入れて、ごみ処理にかかる、今まで出していたじゃないですか。忠岡町は3万5,000円かかっているとか言うてたやないですか。実際、今回これにしたら何ぼかかるんやというのを一遍計算してください。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

はい。

委員長（北村 孝議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

誠に申し訳ございません。令和6年度の1人当たりのごみ料の算出という考え方はまだ出してないんですけども、先般、9月22日に公民連携協定方式の対象としまして、今現在、忠岡町で行ってます1人頭住民費用負担額が約3万6,000円という提示がございました。そのときに、広域組合に行った場合でしたら2万1,000円強というところのご提示をさせていただいたんですけど、それを公民連携協定、その当時ですね、このいわゆる9月13日の試算した場合、こちらのほうでしたら2万円強、2万162円という算出しております。

それを今回、解体費を含まない金額にしましたところ、1億7,972万5,000円に対しまして、1億8,596万9,000円、約500万円強上がってますので、それを換算しましたら、約2万527円になるという計算になっております。ただし、こちらについては、この1億8,500万円というのは約40年間を平準化した単価になってますので、その辺のところはご理解ください。

以上でございます。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

分かりました。ありがとうございます。

で、先ほどからですね、解体費用を含まないところでお話をされてるんですが、これ、この企画書のところも黒塗りになってちょっと分からんですが、ちょっと計算すれば大体のところ、こんな解体費用何ぼやねんと出てくるもので計算してみたんですけども、これ実際、要るんであれば、一番右側の解体費用を反映した金額で話をしていけばええんと違うかなと思うんですが、なぜ解体費用を反映しないところで話を進めるんですか。どのみち含めるんですよ。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

こちらの比較ということで数字をご提示させていただきました。前回ご提示させていただきました忠岡町単独、それと広域という、それで公民連携協定というところに関しましては、どれも解体費というところの分についての比較検討がございませんでしたので、比較検討なしの数字と、それと横のほうに解体費を含んだ数字を羅列させていただいた資料となっております。

以上でございます。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

もう私の中では次に進んでおりますので、今までの広域と比べるとか、今までと比べるとかいう次元じゃなくて、何ぼ要るねんと、そしたら何ぼやねんというところを知りたいわけですので、私はちょっとここの解体費用を含むで話を進めていきたいと思うんですけども、まあまあ、次の質問からその辺で話ししていただけたらうれしいと思います。

その次、もう1点すみません、質問をさせてください。また、この資料4を見ますと、令和6年からの9年間と、その後の30年間の処理費用の金額差、これがかなり大きいんです。年額にして大体8,355万円、キロ単価にして15.5円。この差というのはどういう計算ですか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

こちらのほうにお示ししています新施設の処理期間の部分と、それと外部委託処理期間の部分でございます。こちらのほうの外部委託に関しましては、忠岡町でいわゆる集めたごみを他府県に運搬する、この費用が含まれておりますので、その分が加味されてる分で計算しております。そちらのほうで新施設のほうの単価と変わってきてるものでございます。

以上でございます。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

大栄さんやから三重県に運ぶんかな。費用がキロ15.5円要るんですか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

今、委員ご提示していただきましたキロ15円、そこまで高くはございません。

以上でございます。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

ということは、その他の分も、ここへ書いてる、何ちゃらかんちゃらと注釈のところに書いてる、特記事項に書いてる分も含めて15.5円になるということですか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

その運搬前にですね、積み替える作業、いわゆるホイールローダーというやつで積み替えたりするオペレーターの費用とか、そういう費用も加味されるものでございまして、その分の費用が入っております。

以上でございます。



委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

それなら、これですね、1年でも前倒しして早く開場すれば、この8, 350万円、浮くということですね。その辺は可能なんでしょうか、協議することは。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

そちらのほうは、この協議が終わりまして、協定が締結されましたら、そちらのほうはできるだけ早く移行できるように努力してまいります。

以上でございます。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

すみません、具体的にこれ、9年間の間、これ9年間というのは何で食うかというたら、許認可とか近隣市のアセスとかいうところやと思うんですけども、最短どれぐらいまで減らせるんやというふうに考えてますか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

これはですね、一般的に考えて9年、10年、非常に長いですね。だから、施設を建てるんやったら3年か5年ぐらいあったらいけるやろうと、私もそう思ってましたけども、やはり専門家の意見を聞きますと、この事業の設計からアセスメントですね、ここに相当の日数がかかるということなんですね。で、事業、大体この企画して稼働開始まで10年は見ておいてくれと、これは当初から言われておりまして、今でもですね、10年かからんかなあというふうには思っているところでもありますけども、やはりこれから先は我々事業者も含めた努力によって変わってくると思うんですね。けど、努力によっても、それが極端に半分になるとかいうことではちょっとなくて、やはり1年でも2年でも前倒しができていくようにしていきたいという思いは当初からございます。だけど、この段階で何年ま

で詰められるかといったら、それはちょっと根拠もございませんし、なかなか答えることは難しいんですけども、町財政を考えると、前倒しをしたら相当な効果が出ますので、そこは目指していきたいというふうに思っております。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

分かりました。じゃあ、前倒しができないわけではないということですね。ありがとうございます。

もうちょっと続けてもよろしいですか。

委員長（北村 孝議員）

どうぞ。

委員（松井匡仁議員）

では、次に収入のほうの想定について質問させていただきたいんです。これ、出すほうばかり言いましたんですけども、次はですね、産業廃棄物の受入れによる処理分担金というんですか、一番下に記載のある約4, 838万円、これの計算方法について説明してほしいんです。さっきと一緒の280日掛ける0.96と書いてるんですけども、これの説明をちょっと、もう一度詳しくお願いしたいんですが。資料4です。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

先ほどのごみ量の話と一緒にすることになるんですけども、一応この一般廃棄物処理施設というところの考えを準用いたしまして算定しております。先ほど申しましたとおり、1年365日を80日引いた形での日数になっておるんですけども、ごめんなさい、85日です。その85日では施設の修理期間とか修繕点検、それとか起動に要する日数ですね、点火したりする。そういうのが休止するおそれがあるというところで、一応85日を引いております。

ただし、こちらのほうの考え方というのは、あくまでも公共の一般の処理施設の考え方でありまして、こちらのほうについては産業廃棄物処理施設になりますので、これを準用するということは考えられるものでもありますけども、分からないところがありますので、この280日の稼働よりも、実際のところ民間でやるものですから稼働日はもっと多くなると考えております。

以上でございます。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

おっしゃるとおりやと思います。これは、上の場合はですね、ごみの処理をした日にち、下のこの今言うた分につきましては、ごみを受け入れたトン数ですので、炉が止まってようが何しようが、受け入れ、一般廃棄物、一般が持ち込みしてきたときには受け入れるわけですから、がつつりもろたらええと思うんです。マックス365日掛けたら7,000万円ぐらいになると思います。そしたら、これ、忠岡町の払う費用がずっと減るわけですね。想定としてもきちっと大きな想定しといたらええと思います。

もう1点、この土地の件について質問したいんですけども、この当該土地の賃貸料というのは幾らを想定してて、何年度から賃貸料を頂くつもりですか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

いつから賃貸料を頂くかという協議については、まだテーブルに着いておりませんので言えませんが、こちらの土地というのは、大体約1ヘクタールございます。で、事業のほうは、中継施設、それと本施設と、事業のほうは分かれていくので、その辺のところ、いつからもらえるということはいえないんですけども、近隣の参考になる指標としまして、近隣の流域下水道用地の事業用貸借地設定契約がございました。先ほどの流域の下水道の処理場の中でですね。こちらのほうが約4.5ヘクタールを年額1億8,114万7,600円であったため、これを参考にしまして1ヘクタールに戻しましたら、約3,900万ぐらいになるのかなというところがございます。

以上でございます。

参照にできるのは、あくまでも一緒の地域のところで、新浜の流域の埋立てのところの太陽光発電の貸し出しやっているとところの土地でございます。すみません、貸し倉庫かな、そうですね、すみません、申し訳ございませんでした。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

分かりました。この賃貸料というのは貸し方から提示するものですので、大体これでいこうかと決めてるということですね、じゃあ。

委員長（北村 孝議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

正確にはまだ決めておりません。ただ、参照になるのは、今お示ししました流域のこういうのがあるので、これと、それと忠岡町が貸しています借地がございますので、そちらをまた参考にしながら今後検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

最初に申し上げたとおり、私ね、こうやって細かに数字を聞いているのは、忠岡町がここから何ぼ払うて、何ぼ収入が入ってきて、忠岡町民が何ぼで処理できるんやということをこの場で確認しておきたいんですよ。大体のところ構いませんからね。それで、これだけ安くなるんやと。だから賛成するんや、だから反対するんやというのをきちっと決めたいんです。そやから、ある程度は数字として言うていただきたい。これ、3,900万円と言うていただいたと思っておりますので、ここはオーケーにしておきます。

で、次はですね、固定資産税の収入、これは平面図しかないんで何とも言えませんが、平面図から見て大きさを考えて、大体いかほどかと、収入はいかほどになるかというのは算定できますか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

誠に申し訳ございません。まだ建屋のほうが建っておりませんので、その辺のところの算定はしておりませんので、ご了承ください。

以上でございます。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

見て、鉄骨で、平米数を測ったら、測れますんで、ある程度のところ、償却資産税、機械のほうは出えへんかったとしても、建屋の分については簡単にでも出ると思います。ちょっと計算していただいて、今日の終わりまでで結構ですんで、答弁、大体のところ構いません、頂戴したいんです。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

税務担当のほうも、業務のほうですね、1回、そちらのところでこういう提示があったと。概算で出せないかというところのほうを、これ終わりました、お昼挟んで、その辺ご提示できるのかというのは努力させていただきます。できないという返事が返ってくるかもわかりませんが、その辺はご了解ください。

以上でございます。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

結構です。よろしく願います。一旦終わります。ありがとうございます。

委員長（北村 孝議員）

他に、ご質疑ございませんか。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

今、資料4のところでもいろいろと説明があったんですが、私が理解しにくくて、3つ金額が提示されているんですが、一体この解体費を含むと書いてあるところが一番右側にありますけど、これが実際見積もりされた処理トン当たりの金額、この右で見たらよろしいんですか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

従前提示させていただいた比較検討のところは、解体費をどれも含んでおりませんので、一応解体は別の費用を書いておりますけども、実際契約するのは解体費用を含んだものになりますので、実際、忠岡町の支出ということを見れば、解体費を含むというところの金額を参照していただければと思います。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

今までの説明の中で、途中で変わったところの経緯もありますけどね、初めは解体費、それも全て民間が持つと、そういった説明がありましたが、解体費も忠岡町がこれ、やっぱり金額に反映していくということなんですね。ということが今説明で。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

解体も事業に含むということで、今回計画を進めてきておりますので、含んだ金額ということで提示をさせていただいております。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

そうしましたら、解体費も含むとなると非常に費用も膨れてくるんじゃないかなというふうに思います。思うじゃなくて、そうなるであろうというふうに思うんですけど、10ページのところでも、し尿処理施設とか動物炉ですね、ここらも解体、撤去するということが書かれています。

上物だけでなく、やはりし尿処理場の跡ですので、やっぱり土壌調査、それからそういったところに非常に費用がかかると思うんですね。そこら辺はどうなんでしょうか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

土壌汚染につきましては、本町の行うべき業務ということになってございます。従前から処理施設でありますので、出る可能性も往々にしてございます。土壌汚染が出た場合につきましては、その費用はこの中には含まれておりませんので、別途支出が出てくるとい

うことになります。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

それも忠岡町が持つということになると、非常に費用はどんどんと想定よりか膨れ上がってくるというふうに思うんですね。

で、この特記事項のところに書かれてる中で、別途搬入先自治体への協力金、約500万円というのが書かれていますけれども、これはどういったものなんでしょうか。

委員長（北村 孝議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

こちらのほうはですね、中継施設で他府県に持っていくごみのいわゆる協力金でございます。一部、今のところ現にも、今、和泉市にも廃プラスチック類を持ち込みやって処理していますので、その費用も入っております。

以上でございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

そうしましたら、今、廃プラとかは和泉市の大栄環境に持っていったと思うんですけど、中継施設のこの3年間の間ではですね、三重のほうにも持っていかれるというふうに前に説明がありましたので、それと和泉市と三重と合わせてこの500万円は忠岡町が出さなあかんという金額でよろしいんでしょうか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

こちらのほうは、行政間の協力金となっておりますので、出す必要がございます。

以上でございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

それで、光熱水費なども書かれています。今、非常にね、ここに光熱水費も特記事項のところに書かれているので、そういった費用、光熱水費は特記事項のところに書かれています。あと、警備費ですね、いろいろ必要ですと書かれています。光熱水費についてはどういったところで要るのでしょうか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

新施設になりましたら、光熱水費のほうは事業者側になるんですけど、中継施設、この場合ですね、本町の一般ごみのみを中継施設で運用しますんで、その光熱水費というのは忠岡町持ちになっております。ちなみにですけども、令和3年度のクリーンセンターにおける光熱水費が年当たり1,431万7,805円ありますが、中継施設においては、基本的には内部で大型機械による積替えを行うだけの設備であるため、それだけの光熱水費はかからないだろうというふうに思っております。ちなみに、今のところペットボトルの減容器というのがあるんですけど、それだけでしたら年間約26万5,000円程度でございます。だから、あまり今よりもかからないと。機械を使って燃やしたりとか、そういう設備がありませんので、中継施設の分だけですので、と考えております。

以上でございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

中継施設で一旦、一般家庭ごみを置くわけですから、この説明にもありましたけど、脱臭の換気扇みたいな、そういった機械も設置されるだろうと。というところで、もちろんそこで光熱費も必要になってくるだろうというふうに思うんですが、今までの説明で撤去費もやっぱり費用に反映されるということと、あとその土壌調査ですね、やっぱり今まで長年使った土地でありますので、いろんな土壌汚染が見受けられるということになると、大変な費用もかかってくるんじゃないかなというふうには思います。

なので、この資料4の費用想定を見る限りですね、解体費を含むのほうで見たらよいということでもいいんですね。すると、さっき松井議員も聞いておられましたけど、1人当た



りのごみ処理費用というんですか、それは幾らになるんですか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

先ほど、松井議員に対しての答弁と同じになるんですけど、2万円強になります。

以上でございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

2万円強ということが分かりました。ですので、当初もっと抑えられるだろうといった金額は、そんなに抑えられないということと、それから委託単価の調整のご協議ということも載っていますので、ちょっと費用面にはね、これからどれだけ費用が膨れ上がるかもしれないと、そういった要素があるということは分かりました。

委員長（北村 孝議員）

質問、よろしいですか。

委員（河野隆子議員）

終わります。

委員長（北村 孝議員）

他にご質疑ございませんか。二家本委員。

委員（二家本英生議員）

ちょっと確認なんですけども、この企画提案書で書かれてる32ページのところに、解体費、し尿処理場の解体費と動物焼却炉の解体費、及び現焼却施設の解体費。この解体費については、資料4の費用想定の中の解体費を含むというところに入ってて、この金額。ここの説明の中では、その解体費も含めて上積みされてというのも書いてるんですけども、それも含めてこちらの解体費を含むことに入ってるんですかね、この資料4で。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

し尿処理施設、それから今の現状のごみ焼却施設の解体を含んだ金額となっております。ただし、この解体費用をちょっと提示を受けてますけども、我々がちょっと常識的に考えた単価よりもかなりやっぱり安い単価で設定されてます。といいますのも、事業者側

もこれ、詳細設計をしたわけじゃないんですね。通常、こうした解体施設であれば、専門のコンサルタントに委託をして詳細に設計をするわけなんですけども、恐らくは事業者側も延べ床面積であったりとか、そうしたものの処理トンですね、一般的に想定される処理トン数を掛けて想定した金額じゃないのかなというところもあります。

提案書として出してきてるわけですから、そんなに責任のない数字じゃないと思いますけども、そこにつきましても今後詳細に詰めていきたいというふうに思っております。

委員長（北村 孝議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

そうしましたら、今のところ解体費用についても、当然その中身も、例えばその建物にアスベストが使われてるとか、そういった設計図面とかも全部含めた上で、これからきちんとした解体費用の数字ということになってくるんですよね。あくまで今は概算ということで、その建物の大きさとか、そういうのを見ただけの概算ということでもいいんですね。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

一応、提案協議のときに図面の貸出しの希望がございましたので、今ある施設の図面は貸出しはしております。ただ、詳細設計をするというところまでは至ってないかとは思いますが。ですから、先ほど言いましたとおり、一般的な延べ床面積に処理単価を掛けた数字じゃないのかなというふうには思っておるところであります。今後、詳細に設計を進めていくと、多少金額に変更があるということも織り込んでおかなければならないというふうに思っているところでございます。

委員長（北村 孝議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

では、その点については分かりました。

あとは、やっぱり今、忠岡町のほうで議会にも示された今の処理単価が、忠岡町は1年で1人頭3万6,000円かかっているということなんですけども、その内訳ですよ。実際にごみ処理にかかった金額、運搬にかかった金額、そういうのも多分全部積み重なっていったら年間3万6,000円になっていると思うんです。そういった今現在出されている段階の中で、忠岡町の算定というのは分かりますか。運搬費に1人頭これぐらいかかったとか、実際のごみの焼くお金にこれぐらいかかったとかという。それが積み上がっていったら年間3万6,000円という形になっていると思うんですけど、その詳しい詳細って分かりますか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

これは全国的に行われております予算書に基づく統計値でございます。決算値ですね。クリーンセンター費と清掃費、そうした数字から出された数字でございます。ですから、ごみ処理費用に加えまして、収集運搬、また一部人件費なんかも含まれてるんじゃないかなというふうに思っております。

委員長（北村 孝議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

その中で、例えば今、ごみが3社、一般家庭ごみの収集に来てますよね。その委託費用とか、廃プラとか繊維ごみを出してる運搬の費用とか、そういったごみ処理を焼く金額ではなくて、各家庭から収集している金額の1人頭って、そういうのは出ないんですか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

それはですね、個々に契約をしておりますので、毎年、金額を足せば出てこようかとは思いますが、3事業者が収集されてまして、毎年契約して支出してますので、それは分かるのかなと思いますけど。

委員長（北村 孝議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

それを何で聞くかというのと、この今、費用想定4というのは、あくまでごみ処理をした場合の金額じゃないですか。で、そこにそれプラスして、忠岡町がごみの運搬してる委託料がかかってしまうので、その2つを合わせて忠岡町の1人頭のごみのお金が出るじゃないですか。だから、一概にこの金額が、あくまでごみ処理を焼く金額だけではなくて、忠岡町の各家庭のごみから集める、そういった金額も足しての忠岡町のごみ処理の合計になると思うんで、そういった分も合わせて、できたら数値も頂きたいんですけど、そういうのはできないんでしょうか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

先ほど、松井議員のご質問のときにも答えさせていただいたんですけど、単年度でこれがどうなるかというふうな数字はございませんでして、前に9月20日のほうで、こちら

のほうで過去4か年、平均値にした公民連携協定方式によるいわゆる1人頭の単価、こちらのほうについては、今、議員お示しのとおり収集運搬費とかというのは入っております。それで試算したところ、2万162円でした。それに対しまして、今回ご提示、この部分、クリーンセンターに係る費用のほうは、約500万円増額ということになってましたので、約2万527円になっております。

ただし、前にお示しさせていただいたときに関しましては、まだ事業というのは確立されてませんでしたので、歳入に及ぶ部分、収入ですよ。協力金約4,000万強かかる分とか、それとか税とかというのは、これの対象に、単価から、1人当たりから引くものではないんですけども、その分で差し引きしていけば、この2万強がもっと下がってくるという数字にはなるかと思っております。

以上でございます。

委員長（北村 孝議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

分かりました。そしたら、先ほど数字を出していただいた分は、あくまで忠岡町の収集運搬も含めた金額ということですね。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

先ほどと一緒のご説明になるんですけども、収集運搬費等も含んだ金額で試算した分の金額でございます。その平均値でございます。平成29年から令和2年度の4年間の分でございます。

以上でございます。

委員長（北村 孝議員）

よろしいですか。

他に、ご質疑。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

企画提案書ではなく、この協定、結ぼうとしている公民連携協定の協定書そのもののことについてちょっとお聞きしたいんですけど、よろしいでしょうか。

忠岡町の土地に民間の産廃業者が焼却炉を建てるという、こういう公民連携方式のこの協定、今回結ぼうとしているものは、一体どういう形態の、事業形態というか契約形態なのかということを確認したいんですが、まず公民連携、PPPって言いますけど、その概念の中の民間資金を活用した事業のことをPFI事業と言うんですが、その施

設の所有形態が今回ね、民間が所有して、運営・維持管理も民間がして、事業終了後は解体、撤去も民間がするという、このBOO方式というふうになっているというふうに聞いておりますが、それでPFI事業の利用方式でよろしいでしょうか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

今回は、PFI事業ではございません。PFIというのはね、PPP、公民連携の中の1つの手法としてPFI事業がございますので、今回はPPPですね。公民連携ということの枠の中の事業でございます。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

PFI事業ではないということでもありますね。だけど、公民連携、PPPだということで、そしたら12月の議会で、一般質問で、事業の経営主体は民間事業者であるというふうにお答えされました。で、PFI事業でしたら公的機関が経営主体になるんですけども、今回のこれは民間が経営主体になるということでもあります。この方式というのは、実はこれまで長期包括契約というんですかね、事業を10年間やってきた、それも公民連携の方式ではなかったでしょうか。何かそういう図表があって、包括的民間委託というのはPPP、公民連携の範疇に入っている。しかし、所有権は忠岡町やと。忠岡町の事業だと、委託をしているということで、同じ公民連携という範疇でくくれるのではないかと思います。どうでしょうか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

PPPの中にもいろんなタイプがあるかと思うんですけども、包括については公設民営ですね。施設については公が負担をして、運営は民が行うと、決められた金額の中でですね。今回は民設民営になりますので、そこには公共が関与して事業を行っていくことですので、タイプは違うというふうには思っております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

タイプは違うけれども、公民が連携するということについては変わりは、違いはないですね。大きな概念、範疇ということでいえば。というふうだと思うんですけども、当時の事

業の経営主体は忠岡町でしたね。以前の長期包括契約10年間、そして後に1年間ですね。そして、今現在の4年間、ずっとこういう形式でした。事業の経営主体は忠岡町であったので、行政の関与度はものすごく大きいですね。忠岡町が責任を持って全部せなあかんということでありました。

しかし、今回の事業の経営主体が民間事業者になるという、こういう事業方式は、これまでよりも行政の関与度が小さくなる、以前と比べて小さくなるのではないかと思います。が、どうでしょうか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

これまで行ってきた公設民営ということでやってまいりました。今回ですね、この提案書にもございますとおり、忠岡町の関与の仕方として、やはりしっかりとモニタリングを行っていくというところですね。これにつきましては、今後、事業者とも詳細協議してまいりますけども、少なくとも職員は現地に派遣して、しっかりと運営管理に携わっていくと。経営には携わりませんが、適切に焼却が行われているかどうか、また、住民の方の持ち込みごみなんかもございますので、そうしたところで公共が直接事業を管理していく、そうした管理方式というものを構築して、適切な運営が図られるように努めてまいりたいというふうに考えておりますし、提案書にも書かれてございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

忠岡町の家庭から出る一般廃棄物と、あと事業系ごみですね、お店屋さんとかの事業系のごみについては、忠岡町が責任を負わなければいけないので、そうしなければいけないですね。だって、他人の持ち物ですね、土地は忠岡町やけれども。そこで焼かせてもらう、委託料も払いますけれども。そうすると、そこは見ておかないと、いろいろと後で問題になったら困るということですね。今は忠岡町のものしか焼きません。ほかのものは焼かないので、だから見に行かなくても、委託しているということで時々見に行かれてると思いますけど。でも、やっぱり修理費用、いろんなもの、管理のいろいろなものについては忠岡町がお金を全部出さないといけませんよね、忠岡町が。関与が大きいというのは、お金も出すし、運営について口も出すしということで、自分のものですからね、今現在はね。今現在は忠岡町が全部責任を負って、お金も内容もいろんな運営状況についても、委託をしてるけれども、管理責任は忠岡町にあるわけですよ。だから行政の関与度は大きいというか、100%ですよ、自分のものやし。

だけど、今度は所有権がない施設ということで、忠岡町の委託する分だけは見てもいいといけないということですから、その建物とかプラント、焼却炉全体については責任を負う必要はないわけですよ。他人の持ち物やし、産廃焼却炉やから、忠岡町は関与ができないですよ。関与というのは、お金も口も出してやるというものではないですよ。ということで、そういう関与度というのは小さくなりますよね、今よりもということで。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

今、私が申し上げているそのモニタリング体制というのは、当然ながら本町が排出するごみもそうですし、搬入するごみの質を決めたものが適切に処理されているのか、搬入されているのかというところの監視も含めたモニタリングということでございますので、町のごみ以外のものはこちらが関知しないということではございません。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

モニタリングとかのことではなくて、お金、そして口出しというか、管理責任ですね。お金も含めての管理責任は100%忠岡町にあるというものが、今度はあんな大きな2000トンのものが来て、その2000トンの全部の管理責任を忠岡町は負ってないですよ。ということ、平たく言えば。ですよ。それは素人が考えてもそうです。2000トンの産廃焼却炉の運営に忠岡町が全責任を負っているかというたら、部分的になるわけですよ。全部じゃないですよ。全部じゃないでしょう。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

基本的に民間施設になりますので、その責任は民間事業者にあると思います。本町の責任は、そこに持ち込むごみ質ですね、そこに関しては一定責任があるかなというふうに思っております。

委員（是枝綾子議員）

そうですね、はい。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

だから、全部に責任を負っていた現在よりも、今度は忠岡町が持ち込むところの部分だ

けに責任を負うという形になるということで、当然関与するところが幅が狭くなるということになると思うんですけども、それがちょっと首ひねってはるけれども、じゃあ、全責任、200トンの産廃焼却炉に忠岡町は全責任を負うんですかと。民間事業者は負いません、忠岡町が負いますと、100%負いますということかというたら違うでしょうということ言うてるんです。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

責任と言いますと、それはもちろん民間施設ですので民間事業者が負うということになります。

委員（是枝綾子議員）

ということを私は確認してる。

住民部（谷野栄二部長）

私は、それを含めてね、全体的な話として、その逆をとらまえますと、忠岡町が持ち込むごみ以外は関知しないのかというふうにも取られてしまいますので、私が言いたいのは、全体の施設自身の運営については忠岡町もしっかり監視をしていくということをお願いしたかったということでございます。

委員長（北村 孝議員）

恐れ入ります。指名してから発言してください。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

監視はすると言うけれども、お金は出す必要はないということですよ。ということで、これはここで終わるときです。

それで、忠岡町には、民間の所有施設やから忠岡町に所有権がないから、施設の整備・運営に関する関与度ということについては小さくなりますね。100%あったのが、そうじゃなくなると、極端に小さくなるということで、忠岡町の側にとっては、その責任が少し減るということで、楽になる。だって、施設の管理全部ね、修理費用やら何やらと今かかってたのが要らなくなるわけやから楽になるけれども、それは議会と住民にとってはどうなのかということで、議会や住民が、今、クリーンセンターが今度産廃になったときのその統制、関与ができるのかと。今やったら議会で議論できます。住民も意見を言いに来て、そしてここで議論できて、忠岡町がじゃあこうしますということで、こんな不具合あるやないかと言うたらできますけど、今度はそれができるのかということちょっとお聞きしたいんですけども。できないでしょと私は思うんですけど、できるんですかと。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）



そうした施設の運営であったりとか管理であったりとかというところは、事業者側としてしっかりと実施協定を結んでまいりますので、また、事業者側と我々の定期的な会議体というのも設けていく予定でございます。その中で話し合われて進めていくというふうに考えておりますので、関与がないということではございません。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

関与は全くないことはない。合議体か会議体をつくるということで、忠岡町は相手の事業者と話し合いをする場があるけれども、議会の議員、また住民が、これを話し合う場、そしてそれを直接ダイレクトに関わっていく、コントロールね、民主的コントロールする、関与できるということが困難になるんじゃないかということの問題にしているんですが、そういうふうに言えるのではないのでしょうか。関与できますか、議員。ここでできるかという、そこは違うでしょうということ。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

公民連携事業でございますので、忠岡町と事業者が協力してごみ処理事業を行っていくということでございます。そこで、我々が現地を見て確認したこと、また何かしら問題があったことについては、当然ながら議会また住民の皆さんに情報提供、または何かしら説明する場面というのも出てこようかと思えます。そうしたときには、しっかりと議会においても、情報を出していきながら進めていくということになるんじゃないかと思っております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

間接的にしか私たち住民や議会は関われなくなるということはあるでしょうと言ったら、そうですね、間接的にしか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

すみません、反問するわけじゃありませんけど、現在も同じことではないですか。直接

焼却状況を監視されてるわけじゃないと思いますし、予算とかでご審議は当然ながらしていただけてますけども、直接、焼却状況であったりとか運転状況を直接監視されてるということはないと思いますので、そのところは今と変わりがないのかなと思いますけども。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

じゃあ、今までやったら情報公開せえと言ったら、全部情報公開されました。整備のことや運営について議論ができて、議決もできました。破碎機、造ります。いや、そんなもの更新せずに修理でええんやとかいうふうな議論もできました。けども、今回の契約方法になると、民間事業者の活動や経営状態についての情報開示がされる保証がないと。あるんですかということです。今だって黒塗りで出てきました。秘密保持の何とかというふうな、守秘義務とか何か、そんなんも契約書に書いてあります。忠岡町の町民が民間事業者を支払うごみの焼却料、例えばその値上げが出てきますとかということが今後あると思います。で、忠岡町とは事前協議されるでしょうけれども、議会や住民にはその民間事業者の事業内容や経営状況なんか公開されるはずがないと思いますけど、経営状況がこんなに苦しいから、だから値上げをしますというふうな会計状況のそんな報告なんか開示されるという保証がないと思います。で、忠岡町は秘密保持義務を負ってるわけで、情報公開の範囲が民間事業者によって自由に狭められると。民間事業者が出していいよと言ったものしか出されへんということになってくるわけですね、この契約書を見ると。

だから、やっぱり議会や住民が焼却委託料を民主的にこうやって統制やコントロールするということが極めて困難になるのではないかと思います、いかがでしょうか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

今回のこのSPCの経営状況については、随時我々も報告を受けることになるだろうと思います。そうした状況をですね、情報開示であったりとか報告であったりとかいうことは可能かと思っております。それは別に隠す必要もありませんし、得た情報というのは当然ながら開示をしていく、経営状況ですね、ということですので。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、SPCの経営状況は100%公開されるということで、そういう契約になっ

ているんですね、これ、情報開示。

委員長（北村 孝議員）

答弁、時間かかりますか。谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

ちょっとまだね、その経営状況をどの辺りの情報をこちらに提供してもらおうかということも、先方と協議はしておりません。ただし、本町が公民連携によってごみ処理を行っていくということであれば、当然ながらこのSPCの経営状況というものは把握するべきだなあというふうに思っております、その情報については頂けるように交渉していくことになるというふうに思っております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

忠岡町は、SPCの経営状況は報告を受けるはずですが、受けないと、委託料を決めるのに根拠となるものがないと、やっぱりその委託料の値上げ、例えば更新がありますといったときに、どういう状況なのかという根拠がないと、それを議会で説明できないから、委託料ね、だから受けると思いますが、それを経営状況をですね、情報開示、議会に、住民にされるのかどうかということは非常に大きな問題だと思います。今そんな経営状況とか関係なしに、忠岡町の会計の中で全部入っているからオープンで分かりますよ、全部出てきますけど、今度は出てくるかどうかということなんですが、情報開示の保証はありますかということ。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

今、この処理単価はですね、SPCの経営状況によって上下するものではございません。もう既に幾つかの自治体と取引をされておられますけども、そこで処理トン数当たり幾らというような契約をして処理をされてるということですので、こちらの例えば少しゆとりが出たから安くなるとか、しんどくなったから高くなるとか、そういったことは基本的にはないというふうに考えております。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

委託料の変化はないと考えているけれども、やっぱり経営状況が悪化して倒産の危機とかいうふうになった場合は、やはり言ってくると思いますけれども、経営していかないと

いけないし、事業を継続する、そして利益を生み出すのが民間の会社でありますから、そんな経営状況によって上下することがない、いや、下はないと思いますけれども、上がるということはやっぱりあると思うんです。株式会社なのか何だかちょっと分かりませんが、やはり情報の開示ということがされる保証があるのかというところがちょっと問題です。問題にしておりますということで、開示はされるんですねということで。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

我々が受けた情報というのは、当然ながら開示することになるとは思いますが、ただ、何回も言いますが、処理単価というのは経営状況によって決められてるものではございませんので、契約によって決まるもの。それが変動するときには当然ながら理由が要りますよね。社会経済情勢が変わったとか、最低賃金が上がったとか、そうした理由に基づいて協議して決められていくものであって、経営によって左右するものではないというふうには考えております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

社会情勢の変化、様々なこと、事故が起こって修理費が増大になる。保険に入ってるかもしれないけれども、そういったことがあって支出が大きくなって、経営状態が不安定になってくる、これはあると思うんです。そのままの焼却処理単価、委託料のままではやはりちょっと具合悪いとなったら、上がってくるというのはやっぱりあると思うんです。だから、経営状況が悪くなったから上げるというのは、最終的にはいろんな状況があって、経営状況がちょっとこの先々の状況から見て値上げしないといけないという時期が来るのは当然やと思います。だから、そのときに情報の開示がずっときちっとされるかということは大変大事なことだと思いますので、情報開示の保証というのは、忠岡町が知り得たものは開示されるということですが、全部かどうかというところは分からないと。忠岡町が全部分かって、全部私たち議会や住民に開示がされるということである保証はありますかというところなんです。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

先ほども申しあげましたけれども、まだ先方と何の協議もしておりませんので、この段階でどこまで開示とかいうことは差し控えさせていただきたいと思います。

ただ、1点言えるのが、委託料については本町の予算になりますので、当然ながら毎年、予算、決算がございます。その中で審議をしていただけたらというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

情報開示の保証というのは、ちょっと今の段階ではお答えが頂けないと、まだ協議をしていないということなので、これは非常に大きな問題だと思います。

あとですね、そしたら情報開示ではなくて、今後のちょっと具体的な契約の締結の際に、負担とかリスク分担というものが、どっちがどれを負担するという、そういうね、忠岡町側に難しいのではないかと。相手のほうがやはり専門ですしということで、それは行政の側の担当者のほうに30年間の長期間の、30年契約ですよ、これね、事業。その30年の前に9年間の中継施設もありますけれども、だから39年間の長期間にわたっての災害の発生とか経済の変動とか、材料費の高騰とか事業の技術革新の、そういういろいろなもので予測はやはり難しいですよ、忠岡町、そんな長期間。で、経験とか予測根拠もそういうふうにあまりないのに、将来を予測したそういう負担やリスクとかを決めるわけですよ、今後。協定、これを結んだ後に。実施協定とか、細かいいろいろリスク分担表とかあると思いますけれども、それは忠岡町や町民にとってメリットになるのかと。やはり向こうのほうが上手ではないかと、専門ですからね。ということで、だからむしろ忠岡町がやっぱりこれをこうしておけばよかったとかいうことが後で出てくるわけです。それは、何とあの10年間の長期包括契約のときの教訓だと思うんです。いや、こんなことが出てきましたんやとか、どんどん追加追加で人件費も上がりましたとか、何かそういうことがあって、どんどんと支出が膨らんでいって、言われるままに出さなあかんというふうなことになっていったということが教訓だったと思うんですけれども、そういったことをこの公民連携の中でも、そんな長期間の分のそういったリスクの負担を考える際に、やっぱり同じことを繰り返すことになるんじゃないかと思いますが、契約はやっぱりリスク分担とか、そういう予測をして、一応そういう協議をして、リスク分担表って決めるわけですよ。リスクの分担しないんですか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

まだ、その契約といいますか、実施協定の案はですね、今ちょっと調査をしているところですけども、当然ながらリスクの分担については盛り込まれるものと思っております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

このリスク分担とか社会情勢の変化とかに応じたときのどんなとかね、消費税も上がるかもしれないし、様々なそういったことについて、忠岡町にとって有利にはなかなかやっぱり結べないというのが、10年間の長期包括契約の教訓だったんで、それを繰り返さないということで、こういう方式を出してきたけど、やっぱりリスク分担表があって、39年間、先を見越した何かそんなことを見ないといけないというふうな、さっき皆さん何か議論してはった負担の金額ね、30年間とか9年間で何ぼとかそういう、で、1年当たり何ぼとか、そういうのを出してきてはるけれども、やっぱりこれって、このとおりにいくとは限らないと思うんですよね、いろんなことが起きてくるから。ということで、だから繰り返すことになるんじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

そのようなことにはならないと思っております。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

なぜならいとおっしゃるのでしょうか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

今回の実施協定につきましては、事業の在り方であったりとか、そうしたところを詳細に決めてまいります。それと、何よりも民設民営施設でありますし、基本的に民間事業者の施設でごみを委託して焼却していくという性質上、今現在は公設民営、壊れれば忠岡町の負担ということになっておりますけども、そもそも基本的にそこが違いますので、言われるがままに、例えばお金を出していくと今、議員おっしゃられましたけども、施設の所有は本町ではございませんので、基本的には事業者の負担、本町はそれに対してごみ処理委託をしていくということでございますので、そういうことはないというふうに思っております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

忠岡町の所有物でないから、言われるままに修理費に関してはそんなん出すことはないと思いますけれども、やはり委託料とか、それまでにかかった経費を回収するというのが事業者の責務でありますね。投資した分、回収しないといけないからね。ということで、いろいろとやっぱり出てくると思うので、言いなりになりませんと言うけれども、そんな保証があるのかというのは、今の現段階では分からない、協議しないと分からないということですよね。そう言い切れるのかというふうに思いますが、同じことを繰り返すのではないかというところで、繰り返さないというところの根拠をもう少し詳しくおっしゃっていただきたいと思います。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

先ほど申し上げましたとおり、民設民営施設ですので、本町のごみの質によって、例えば火災が生じたといえ、本町の責務が出てまいりますけれども、基本的にはそれ以外のところについては事業者の責任であるというふうに考えておりまして、本町の負担はないと思っております。

それと、通常にごみ処理事業を行っております、修理が発生したりとか、不具合が生じた場合におきましても、当然ながら事業者側の負担において修理等がなされていくものでありまして、それに乗じて本町に何かしら請求があったりとか、委託料を値上げしたりとかいうところはないというふうに思っているところであります。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ないと思っておりますと言うけども、今後協議をする中で、それがきちっと保証されるのかと、その答弁がね。保証されるんでしょうかと、協議の中で。というところが、やはりこれから協議をして、その忠岡町の思いどおりにいくかといえ、向こうも相手もやっぱり経営をしていかないといけないから、忠岡町に得になるようなことは向こうには損になるということなので、だからその点では本当に大丈夫なのかと。10年間の長期包括の契約のときの失敗を繰り返すのではないかという不安はまだあります。ということで、そういうものだというふうに思っております。

だから、10年間の長期包括契約事業の失敗を繰り返さないと言って、またそういう不安の中に突入していく。所有権は忠岡町にないけれども、やはり産廃焼却施設という部分が入ってきて、どうなるかわからんということです、やはりそういう契約のほうに入

っていくこと自体が矛盾していると思います。当時ね、広域化でね、そういうことを繰り返さないから広域処理のほうに行くということになっていたと思いますので、これは矛盾点だというふうに認識しております。

委員長（北村 孝議員）

井上副町長。

副町長（井上智宏副町長）

リスクの話、いろいろ今、特にお金のところも含めてのリスク分担の話なんですけど、役場なんで行政体ですから、支出の根拠のないようなものには予算を組むこともできませんし、支出もできないということでございます。その範囲内でリスクというか、本町が負担せなあかん部分というのは、当然支出の根拠があるものに限られますので、想定をつかないものにまで、例えばそのリスクの責めがSPCにあるものにまで本町が負担する義務はございませんので、支出は伴わないと思っております。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

当然だと思います、それは。当たり前なことなので、当たり前のご答弁を頂いただけですけれども、だから想定できないようなことがたくさんあるということで、だからそれが忠岡町がきちっとそれを想定できていなくてリスク分担できていなかったら、やはりそこは負担を求められるというケースも今後出てくるのではないかという、そういう不安はあると思います。100%大丈夫という、そんな契約が本当にできるのかというところで、大体100%大丈夫ですと言うて、10年間の長期包括の契約で言うてたけれども、いろいろ、人件費を上げてくれと安倍さんが言うてきたみたいとか、こういう煙突、それは所有権が忠岡町やったから修理費がこんなんですとか、いろいろやっぱり上げてくれというふうに言うてくるというのはあると思いますので、これが絶対100%大丈夫な事業というのではないと思います、リスク分担では。やはりそれは大丈夫なようにされる努力はされるとは思いますけれども、100%大丈夫ということはないと思いますが。

委員長（北村 孝議員）

井上副町長。

副町長（井上智宏副町長）

ゼロか100かということであれば、100はないです。それは当然ありますよね。世の中、何が起こるか分かりませんから。それは、直営のままでもやる場合も、広域化する場合も、公民連携でもやる場合も、その先のことをどこまで確約できるかというのは同じようなことかと考えますけど。

委員（是枝綾子議員）

はい。



委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

この点についてはちょっと終わります。

あとですね、次のもう1つ、契約の関係で、ちょっとこれは早くします。契約相手の代表企業とか、事業1、2のところに関してですけれども、その企業について公共サービスをそこに委託をするということなので、法令遵守をしている企業でないといけないというのは当然のことだと思いますけれども、その代表企業とかの過去の事故歴とか不法行為歴とか違法行為歴がなかったのかということは、選定委員会で情報が開示されて、十分に審査されたんでしょうか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

ちょっとすぐ手元に資料はございませんけども、募集要項に基づきまして、過去何年間にそうした事件がないかとか、経営状況であったりとか、一般的に使われるそうした指標を用いましてチェックをしたということでございますので、それ以上昔のところまで追っかけて確認したわけではございませんけども、世の中で一般に使われている確認の仕方、チェックの仕方を用いて事業者選定を行ってきたということでございます。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

それは自己申告というか、提出された書類のみの確認なのか、それとも忠岡町独自で調査をされたものなのか、どちらでしょうか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

基本的には事業者側からの申告といいますか、書類の提出があったということで、その中には一応誓約書の添付もしていただいております。記載事項には誤りがございませんという名の誓約書を添えて、事業者側の申請といいますか、書類を取って確認をしたということでもあります。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

申告された中で、そして誓約書をつけてということで、過去何年間ですか、すみません。

住民部（谷野栄二部長）

過去5年間において、建設系廃棄物、工場系廃棄物、食品系廃棄物を安定的に受け入れ、適正に処理した実績を有していること。それから、廃棄物処理法に基づく罰則以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者であること、このようなチェックを行ったということです。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

5年間ということで、5年以前の分についてはちょっと分からないということでありませぬ。ということで、これは代表企業だけでなく、ほかの企業です、事業者の分も同じですか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

今回は3社の申出ですけども、3社とも同様な書類を頂いております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

5年以前に大きなことがあっても、ちょっと分からないということでもありますので、それはもう少し調べていただいたほうがいいのかなというふうに思います。

それとあと、この法令でいうと、やっぱり労働基準法とか、あと労働者派遣法とか、その他の労働関係の法令違反とか、労働組合法上の不当労働行為とか、そういったものが認定されたり、公正取引委員会の勧告とかの法令違反があったとかいう、そういったことも併せてそれも申告されていらっしゃるのでしょうか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

法人として、当然、そうした刑罰の歴であったりとか、適切に事業が行われてないとかいうところが、しっかりと守られているということが前提となっておりますので、そうしたところは過去5年間というところも一般的に使われている指標でございますので、逆を返せば、5年以前前に何かしら刑罰があったら、こうした受注ができないのかということにもなりますので、一般的に使われている指標を使っているということをご理解いただきたいと思っております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、この労働基準法とか、労働者に対してのものとか、そういった点については、それも一応審査の基準になっていたんでしょうか、すみません。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

そこは審査の基準にはなってございません。それはですね、本町の一般的な公共事業の入札においてもそのところはチェックしてないところでもありますので、今回も見てないということでございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

では、そこはされていないということですが、人権の尊重というところも行政が契約する相手ですので、そういった点もまた見ていただかないといけない点ではないかなと思います。時間がちょっと、午前中の分があるので、あとあれですね、ちょっと事業者選定委員会についてお聞きしたいんです。あともう1点、ここの事業者選定に関わっての、委員長、事業者選定に関わってのことについて、簡単にちょっとお聞きしたいんですけど。

委員長（北村 孝議員）

続けてどうぞ、是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

選定委員会の名簿を頂きました。その選定委員会の委員に、契約事業者に関係する人物はなかったのかということと、あと今後40年間ね、この事業に関与する人物もいてなかったかということなんですが、それはいてませんでしたか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員5名の中には、そのような委員はないと認識しております。

以上でございます。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

この事業に今後40年間においても関与するであろうという方はいないですよというのを聞いたのは、実は発電の事業がありますね、これね。エネルギーセンターという名称があつて、発電しますよね。発電に関しては、やっぱり学識経験者の方というのは、こういった事業とか業界に関わりのある方とかもいらっしゃるので、環境の関係なので、そういった関わりはないでしょうかということ調査されたでしょうかと。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

そのような専門的な調査はしておりません。ただし、今回の専門委員の中で2名おられますけれども、こちらのほうの2名につきましては、本町の減量の委員もなされている方ありますので、そのようなことはないと思っております。

以上でございます。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

私もちょっとネットと、あと問合せをしてお聞きしたということぐらいしかないんですけども、実は静岡県の掛川市と菊川市の施設組合のところ、発電してるんですけども、熱を利用して。そこの発電の会社ですね、民間の会社にどうも関わりがある方がいらっしゃると。そこは、この代表企業の大栄環境さんが請け負っているところのどうも施設であるということのようで、何かちょっと関わりが一切ないと言えるのかというところは、ちょっと私、気になる場所なんです。そういうことはご存じでしょうか。

委員（河瀬成利議員）

分からないんですけど、何を言っているのか。河瀬ですけど。

委員（是枝綾子議員）

すみません。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

この選定委員、5名でしたね。選定委員の方で、学識経験者の方、大学の教授ですね。

その方が、静岡県の菊川市、掛川市の施設組合のところに代表企業さんが関わっているんですね。その運営に関わっているんやけれども、そこで発電をしている。その施設組合で発電をしているんです、同じようにエネルギー何ちゃらというてね。その発電に関わっていらっしゃる教授さんみたいな感じなんです。教授さんというかね、大学関係者というふうに言うときますけど、なんですが、その方が選定委員におつて、そして選定するのに、その同じところでごみ処理を、ごみ焼却を請け負っている企業さんが応募してきたというのは、ちょっとそれはどうなんでしょうということ、これは一度ちょっと調べていただきたいと思いますが、その程度やったら心配ないというふうにお考えかどうかですけれども。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

本町の学識経験者の方には大変お世話になってまして、この事業の立ち上げのときから細かくアドバイスを頂いてます。この学識経験者におかれましては、東京都の特別区、また横浜市、全国いろいろなところの自治体のこうした事業に携わっておられます。当然ながら、その施設の計画内容であったりとかというところも熟知をされておまして、いろいろとアドバイスいただいているような関係でございまして、そこに何かしらその名前があるとかいったところで、この今回の事業が大丈夫かというのはちょっと次元が違う話かなと思うんですね。あまりにも失礼なことかなと思うんですけども。

委員（是枝綾子議員）

事業が大丈夫かじゃなくて、選定。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

選定委員会の公平性とか、そういったところが保てますかという、そういう質問なんです。事業が大丈夫かなんて言うてないですよ。それをちょっと取り違えて、そんなふうに拡大解釈して言わないでほしいと思います。ちゃんと公平な選定がされたというふうに言えますかということをお聞きしてるんです。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

ちょっとご質問に対してのご回答にならないかも分かりませんが、その関与ということになりましたら、その委員さんがですね、発電会社、その例えば子会社とか、それ

の株式を所有しているとかというふうなところになってくると思うんですけど、営利を目的で。そういうようなことは応分ないと信じております。

以上でございます。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

何らかの関わりがあるであろうと思われるけれども、詳しい関わりがね、接点がそこまでいって調査できていないですけども、関わりが、関与がないかというところはちょっと疑わしいなと思ったので、ちょっとお聞きしたんですが、そういうことは聞いていないと。忠岡町はないというふうにおっしゃってるということですね。分かりました。

あともう1点だけ、最後。

委員長（北村 孝議員）

はい、是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

コンサルタント会社ですね、この協定書をつくるのとか、この事業のサポートですね。支援を受けているコンサルタント会社は、この契約相手企業、代表企業とかとの関係はないでしょうか、ということを確認したいと思います。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

基本的に会社の形態であったりとか、つながりはないかと思っておりますけど。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

会社の組織的なつながりはないかどうかちょっと分かりませんが、相生市の公民連携協定、忠岡町と同じような、去年、おとしになるかな、おとしの10月に協定を結ばれた公民連携の産廃の焼却施設の協定の締結相手に、相生市、大栄環境、あそこは何やったかな、プラントメーカーはどこやったか忘れたけど、そこと神鋼ソリューションね、あとエックス都市研究所というふうに、協定書に名前が連なっているんですけども、忠岡町はエックス都市研究所でしたか。

委員長（北村 孝議員）

ちょっと最後、聞き取れてませんので。

委員（是枝綾子議員）

相生市のこの忠岡町が結ぼうとしている協定書の名前に連ねているところに、まず相生市、そして代表企業、大栄環境、あと神鋼ソリューション、プラントメーカー、そしてエ

ックス都市研究所というふうに、これはホームページでも出ているので、名前が並んでいるんです。忠岡町がこの事業を進める、この計画をする、支援を受けている、委託しているコンサルタント会社。ということで、これは名前が出ているんですけども、その関係はないのでしょうかということで、これはいいんですかということなんですけど。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

基本的にですね、そのコンサルタント、これは本年度、本町のごみ処理の基本計画の策定を委託してまして、それに加えてサウンディング調査のところまでお願いしております。それ以降ですね、基本的にこの協定案をつくったりとか、PPPの組み立てにおいては、基本的には本町がつくってまいりましたので、先方の支援は基本的には受けてございません。まずそこは1点ご理解いただきたいと思います。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

支援は受けていない。今、契約中ではあるんですか、一応。ごみ処理基本計画をつくる最中ですので、まだ今契約中ということで、支援業務は委託はしていないということですね。分かりました。

委員長（北村 孝議員）

よろしいですか。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（北村 孝議員）

ここでお昼が参っておりますので、暫時休憩。

委員（河瀬成利議員）

ちょっと一言よろしいですか。

委員長（北村 孝議員）

質問。

委員（河瀬成利議員）

質問です。よろしいですか。

委員長（北村 孝議員）

簡単に。

委員（河瀬成利議員）

簡単に。

委員長（北村 孝議員）

河瀬委員。

委員（河瀬成利議員）

河瀬です。よろしくお願いします。

今、質問の中で結構10年間失敗したとか、いろいろそういうふうにおっしゃってたんですけども、私もいろいろ議員の前からこのごみ問題、クリーンセンターというのは結構高いなとか、いろいろ思っておりました。

そして、聞いたところ、職員がそのクリーンセンターに1人も入ってない。それで、チェックシステムというか、是枝さんも今ずうっと心配してるのは、チェックシステム、チェックシステム、チェックできるのかどうかという質問だと思うんですよ。それがちょっと飛躍して、何かこういうふうな相生とか出てきてるんですけども、その辺のチェックシステムというのを、今後この地域エネルギーセンター、ここに職員さんは入れるんですかね。チェックすることに関して。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

職員の配置ということになると思うんですけど、中継施設の段階から新施設においても職員を配置するという予定で今考えております。

以上でございます。

委員（河瀬成利議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

河瀬委員。

委員（河瀬成利議員）

今まで特にクリーンセンター、10年と言わず、あと4年、契約を結んでるんですけども、やはり一番悪かったのは、中に職員が入って、1人じゃできない、二、三人入って、チェックして、破砕機がつぶれたとか、いろいろごみ、これは燃やされへんとか、そのチェックができてないからこういうふうになったと思うんで、ぜひともチェックシステムを強化するというので、そのエネルギーセンターには職員さんを配置していただいて、民間の経営やいうて、何かつぶれたら向こうで直すんやというふうに思ってるかわかりませんが、今、是枝さんの意見もあるやろうし、その辺のところのチェックシステムというのは必ず行っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

委員長（北村 孝議員）

河瀬委員、基本協定書の中に職員の派遣ということもうたわれていますよね。ごめんな



さい、新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

はい。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

その辺のところは十分肝に銘じて、してまいります。

以上でございます。

委員長（北村 孝議員）

よろしいですか。

お昼が参っておりますので、ここで暫時休憩をいたします。再開は午後1時からとします。休憩いたします。

（「午後0時03分」休憩）

委員長（北村 孝議員）

若干時間が早いですけども、皆さんそろわれてますので、休憩前に引き続き審議を再開いたします。

（「午後0時59分」再開）

委員長（北村 孝議員）

ご質疑をお受けいたします。谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

午前中に松井委員からご質疑がございました固定資産税について答弁させていただきました。

建屋の面積がつかめておりませんので、今現在のクリーンセンターの建屋、焼却場建屋と管理棟建屋の面積と同じということを仮定いたしますと、建屋の固定資産税としましては254万5,000円ということになります。あと、これに加えて、償却資産というものが出てまいります。これはですね、設置された設備等にかかる、ものにかかる税金でございますけども、これは事業者側が国税を申告した際に、その金額に基づいて本町の固定資産関係が課税していくものなので、金額的にはちょっと今把握しかねるところはあるんですけども、1,000万以上あるのではないかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

委員長（北村 孝議員）

ありがとうございます。よろしいですか。松井委員。

委員（松井匡仁議員）

すみません、松井です。答弁ありがとうございます。

となりますと、これ、令和15年以降ですね、施設が開場いたしまして、支払うほうが、この4の資料を見ますと、1年割にすると単純計算で1億9,300万円ほど支払うことになるんですけども、ここから4,800万円のこの産業廃棄物の処理分担金、それと賃料3,900万円としました3,900万円、で、今おっしゃられた固定資産税の254万円と償却資産税の1,000万円を引いた金額となりますと、1億円を割った金額を30年間払っていけると、それぐらい安くなるということによろしいのでしょうか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

30年間トータル平均としてはそういうことになります。ただ、先ほど言いました土地の賃貸料に関しましては、今後協議してまいりますので、先ほど次長が説明しましたのは近隣での事例でございますので、そのところは多少金額が前後するということをご承知置きいただきたいと思います。

委員長（北村 孝議員）

松井委員、よろしいですか。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

ありがとうございます。3,900万円が少し下がったといたしましても、今ちょっと計算しただけでも9,300万円ぐらいになっておりますので、ここからほかに増える分がなければ、これを忠岡町、令和15年以降、予算として、まあ予算として上げるのは全額か。そこから差し引きしたらこれぐらいの支払いで済むということになるわけですね。ありがとうございました。

委員長（北村 孝議員）

他に、ご質疑ありませんか。勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

すみません、私からもちょっと幾つかお聞きしたいんですけど、先ほどからほかの議員さんも質問されてて、それでちょっと聞いてて分からなかったんで教えていただきたいんですけど、この費用想定資料4の部分でまずお聞きしたいんですけど、人口1人当たりの処理費用の部分ですけど、先ほど解体費を含まないケースで修正したら2万527円かとおっしゃってましたよね。これってね、今現在の3万6,000円というのは、ごみ処

理事業費とかの予算書、決算書に上がってるあの数字とかで統計処理して出してるとおっしゃってたんですけど、その中には人件費も入ってるっておっしゃってましたでしょう、職員の分とかね。で、それならこの2万527円の分とかにも人件費とかも全部入ってるんですか。同じような処理をして、この数字ですか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

議員ご指摘のとおり、人件費等、含まれております。

以上でございます。

委員（勝元由佳子議員）

同じ処理をして、この数字なんですね。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

はい、そうでございます。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。ありがとうございます。

委員長（北村 孝議員）

勝元委員、すみません。

委員（勝元由佳子議員）

手を挙げて。すみません、委員長。

委員長（北村 孝議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

あと、結局ね、処理費はそしたら2万幾らかになると。1人当たり2万幾らになりますというところなんですけど、今後、この方式でいくと、出もあるけど、入りもあるじゃないですか、税収もあるし、いろいろね。電力も公共施設に、うちの町に供給してくれるとかも書いてたから、金額にすぐ換算でけへんものもあつたりもするけども、入りもあるというところで、相殺したら大体ざっと1人当たり何円になるとか、そういう額は出ますか。今、出てるんですかね、ざっと。単純に出だけは2万527円となってるけども、それが多分相殺したら、また下がるでしょう。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

支出と歳入というのは、また別の考えがございます。実際のところ、その辺のところを仮定で相殺した形になりましたら、先ほど松井議員がちょっと手計算やっていただいたところになるんですけども、これで想定している費用の半分ぐらいになるということになりますので、約1万円近くにはなるのではなかろうかと思われま

以上でございます。

住民部（谷野栄二部長）

1万5,000円ぐらいになる。府平均ぐらいになる。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

府平均近くにはなると思います、収集がありますので。

以上でございます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。大分下がりますよね。

あともう1個ね、この特記事項のところの中継処理期間ですよ。9年間かのかのことで、別途協力金とか光熱水費とか、あと警備費、既存施設の管理費、電話使用料、処理困難物処理費用等が必要ですよと書いてるんですけど、これ、ざっとどれぐらいかかるんですか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

ちょっと試算はしてないところなんですけども、処理困難物というのは、不法投棄であったりとか、そういったものもクリーンセンターで引き受けてるんですね。それを年に1回ですね、100万程度かと思うんですけども、費用をかけて処分をしております。そうした費用のところであります。

また、光熱水費は、午前中ちょっと答弁もありましたけども、中継期間中は本町の一般廃棄物だけをする事業になりますので、本町の負担ということになるんですが、今ほどの電気代はかからないというふうに思っておりますので、抑えられた金額になるんじゃないかなというふうに思うところあります。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

ばくっと何円単位ぐらいというか、どの規模なんですか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

はい。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

午前の答弁を行ったことと一緒にことになるんですけども、今、ちなみにですね、クリーンセンターの電力費が1,400万強ということになってるんですけども、こちらのほうというのは炉に使う電力とかにかかってくるので、中継施設等になりましたら、そのような電力が発生しないということになります。その隣に今、小さいペットボトルの減容施設というところがあるんですけども、そちらの施設が稼働してるんですけど、そちらの分の年間の電気代だけでも26万5,000円になります。電気代、今回、中継施設にしましては、このような機械とかという大きな重機械というのはありませんので、さほど電気代は使わないと思うんですけど、別途搬入自治体への協力金約500万と光熱水費、先ほど言いました二十数万円というところと、処理困難物100万円というところを計算したところ、ざっと500万は必ず要るものですから、そこから100万、200万円のプラスになるのではなかろうかなと思っております。

以上でございます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。ありがとうございます。

あと、収入のところで、ちょっと順番に聞いていきたいんですけど、先ほどからね、税収のことをおっしゃって、法人町民税というのを前の9月の1回目の特別委員会のときも、私もちょっと質問とかさせてもらったと思うんです。そのときに、たしか法人町民税を忠岡町が税収で取ろうと思ったら、本店の登記を忠岡町でもらわんと入ってきませんでという話をしたじゃないですか。あれって、どうというか、SPCとしてちゃんと法人をつくるんですよね。株式会社化して1法人というか、つくって、それをちゃんと今後登記していくという作業をしていくんですよね。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

そのとおりでございます。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（北村 孝議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

そのところを、多分私、明記して盛り込んでほしいと言うたと思うんですよ。何か協定か契約書の中にちゃんと本店を忠岡町に置くと。でないと、口約束やったら分かれへんということと言うたと思うんです。実際この3社さん、合同で入ってるのを見ても、松和メンテナンスさんだけが町内業者で、あと町外の業者さんでしょう。和泉市、東京と。だから、普通に見たら、忠岡町にほんまに本店置いてくれるんかいなという感じもするし、よそに置かれてしまったら、結局忠岡町なんか、その法人税も微々たるものしか入ってこえへんから意味ないと思うんです。だから、そこは確実にやっていただきたいんですね。

で、その上でちょっと税収からはずれて、SPCの法人化するということところで、ついでにもう1個、チェック体制のところにかかってくるんですけど、忠岡町が株主になるとかいうことはないんですかね。株主になったら、当然SPCの財政状況とか、中をチェックできるでしょう。当然株主になろうと思ったら、ある程度資金負担というか、財政が要ると思いますけど、でもちゃんとその構成してる業者さんの中身をチェックする、モニタリングをちゃんとしたい、その口を出すのをちゃんと実効性のあるものにしたいと言うんやったら、株主になるのが一番確実かなと思うんですけど、そこはどう考えてるんですかね、現段階において。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

このSPCに本町が出資するかどうかについては、当初から何回か本件に係る議会で答弁させていただいたところですけども、当初はSPCに入らないとチェックできないのかなという考え方もございました。そうしているうちに、実施協定においても、モニタリングの体制を構築することは可能だというような話も出てまいりまして、今現在ですね、このSPCに加入するかどうかという結論は出してはないんですけども、このSPCをつくるタイミングですね、本町は積替え施設をつくるがためにですね、この議決いただいた後に数か月でこのSPCをつくっていくというような形になってこようかと思うんです。そうしたときに、その出資が行政的に可能なのかと言われたら、なかなかちょっと厳しいところもありまして、加入するのであれば、その事後に入ることができるのかどうか、

そのこのところも今ちょっと検討しているところでございます。

ですから、当初からの加入というのはちょっと時期的に難しいのかなというところはあるんですが、最終的に議員おっしゃられましたこの財務関係ですね、とか経営状況のチェックをするためにSPCに加入するということについては、まだ現在決めかねているところもございます。

委員長（北村 孝議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

そこら辺ってね、この構成企業さんとかのほうと何か話とかはしてるんですか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

構成企業の方とまだ協議は一切行ってないです。年始にちょっと挨拶をした程度で、具体的な中身については何もしておりませんので、議決が得られましたら、速やかに進めていきたいなというふうに思っております。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

そしたら、ほんとはね、やっぱり第三者的に外から見るチェック、モニタリングするよりも、中へ入って株主でね、ちゃんと全部資料も見せろと言える立場でやっていただくのが一番いいとやっぱり住民から思うんです。だから、できれば入っていただきたい。入りにしたって、その財政状況とか町のほうの支出負担もあるから、多分やるとなったら、予算をまた議会に上げてくるとかになるんですよ。それは補正予算で上げてくることに、当初予算じゃないですよ、間に合えへんから。補正予算で上げてきて、結局また議会で議決を得て、株主に入る、入れへんとかという話になってくるということですよ、言うてみたら。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

SPC加入についてはいろいろ検討しておりまして、加入するかしないか、またその時期については未定なところはあるんですが、例えば持ち株比率が1%以上であれば何ができるのか、株主総会に議案を提示できる権利があるかとか、株主総会の議案通知を請求できる権利がある、これは1%以上ということになっております。3%以上になりますと、

会計帳簿などを閲覧できる権利、また株主総会の招集を請求できる権利、取締役、監査役に対して解任を請求できる権利などがございます。あと、10%以上だったりとか、33.4%、51%以上、それぞれ出資比率によって株主の持つ権利というものがございます。こうしたところがですね、ちょっと先例も含めまして調査しているところがございますので、これは先ほど言いましたとおり、議会でご判断いただいた後にですね、議決いただけましたら速やかにこの協議も進めていきたいというふうに思っております。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（北村 孝議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。じゃあ今後、できたらその株主、できるだけ株数ね、多いほうが財政的にちょっとどうなんかなって思うところもありますけど、できるだけチェックできるようにはしていただきたいと思います。

あともう1個、さっきから常駐職員、置きます、置きますって言うてはるんですけど、私は単に職員置いたらええというもんじゃないと思ってるんです。例えば今のクリーンセンターだって、うちの職員を行かしたらちゃんとチェックできるかという、私、でけへんと思ってるんです。というのは、うち、事務屋さんで技術職員じゃないでしょう。専門の職員じゃないじゃないですか。だから、常駐でさせたところで常駐させる職員のチェック、監視能力がどうなんですかというところを聞きたいんです。

今後、この公民連携になったときに置く職員さんというのは、普通の今の事務方って、皆さんと同じ職員なのか、それとも府みたいにならちゃんと専門の技術職員みたいな方を雇って、それをちゃんとチェックできる能力を、それこそ業者さんと同等かそれ以上の知識を持っている人を常駐させるのか、それで全然変わってくると思うんですけど、どちらで考えてはるんですか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

職員を置くというところでいいますと、まず、一般住民の持ち込みに対する収納がございいます。それで必要だというところがあるんですけども、今の府下にございます他の焼却施設におきましても職員というのは常駐しております。けれども、その職員というのはもうほとんどが事務職員になりつつあって、技術職員が少なくなって、そののどうなんだというようなところも議論されてるようでございます。

しかしながら、運転管理であつたりとか設備を直接見たりするというのもございませんで、私は基本的に運転をされている状況を監視できるだけの知識があれば、特に技術



職員でなくても正常に運転されているかどうかという判断はつくのではないかなというふうには思っています。ただこれ、私もまだちょっと現地に入って見たわけでもございませんし、そこのところはちょっと断言してできるわけではありませんけども、必ずしも技術職員でなければ見れないということはないんじゃないかなというふうには思っているところでもあります。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

そこは、申し訳ないですけど、私は個人的に無理やと思ってます。どこまでいったってやっぱり技術職員の知識とか経験とかは、普通の一般の事務職の方では及ばんと思っています。見て何となくは分かると思いますよ。明らかなそんな、誰が見ても分かるような不正とかやってたら、それは誰でも分かるかもしれないですけど、そんなこと、普通しないじゃないですか。で、本当に専門的な中で何かおかしいこと、あったとしたらですよ、されてても、一般のそういう専門知識のない人が見たって絶対分かれへんと思います。

例えて言うとね、それこそ私も昔、言われたことがあって、家を建てるのに例えると、施主が例えばそんなら建てる建設現場に毎日見に行ってたとするでしょう、工事現場に。で、それは見てて、何となくおかしいことあったら言ったらいいやんって思うかもしれないですけど、やっぱりその専門の建設業者さん、土建屋さんとは違うから、見てたって分かれへんというのと一緒に、どこまでいったって素人でそんな、あんなプラントの産廃施設なんていうところに行ってみてたって、恐らく谷野部長さんとか新城次長さんだって、この仕事やってはるけれども、行って、じゃあ毎日行ってて見てても、見てるだけで終わって、何がどうなんかなんて絶対分かれへんと思います。だから常駐させるからいいんですというところは、私はちょっとまだ足らんと思っています。

できたら本当にちゃんとチェックできる能力のある人を置いてもらわないと、逆に無駄になると思います。職員、その分、人件費もかかっているわけでしょう、1人1年分、税金で。かけてる割に意味がない、中身のない職員派遣というか職員配置になるから、結局中身がなくて、そこの部分は何か無駄、税金の無駄になると私は思います。だから町として職員を置くことになってるんやったら、できるだけ本当にちゃんと専門の、できたら技術職員の知識のある方を置いてチェックしていただかんと意味がないと思っています。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

まず、職員を現地に置かなければいけないといった中には、やはり町長もずっと以前か

ら言われていますとおり、忠岡町のごみが本当にそこに入れられているのかというのが、見るのが一番大事なんですね。本当に一般廃棄物だけが、適正なごみが入れているのかどうなのか、まずこれをチェックするのが一番重要であるというふうに考えております。

それに加えて、運転状況ということなのですが、議員おっしゃるように確かに専門家ではないと分からないというところもありますけども、その職員が見て分からないというところは、やはり外部の専門家を雇うとかいう手法もございませうし、そこはその実情に合ったやり方を実施していけばクリアできていくんじゃないかなというふうには思っております。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

もし今おっしゃっているみたいに、どこまでいっても技術屋じゃなくて事務屋さんの方を置くんですというんやったら、多分今の時点で常駐で置きますというのはもう、その公民連携の、あの産廃施設が職場になる方ということですね。もう朝から退庁時間まで、どういう形態なんですか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

そこまで事業側とちょっと、調整がまだ全然できてないので、ないんですけど、例えば中継機関であればごみの、パッカー車でいいますと10杯前後なんですね。入るのが。それを落として積み替えるのを見るだけで職員が1日そこにおらなあかんのかということにもなってくるかと思うんですね。住民の持ち込みというのは1日の間にいつ来るか分かりませんから、誰か1人おらなあかんのですけども、そうした仕事の量というんですかね。そこのバランスというのは当然ながら考える必要があると思っております。

で、その中継機関が終わって新施設になれば、今度は運転施設の管理というところも出てくるんですけども、そこでどのようなチェック体制で業務ができるのかというところも今後事業者と協議を進めて、1日の職員が遊びなく過ごせるような、業務ができるような仕組みというところはしっかりつくっていくべきだなというふうには思っております。

ただ、今現在のように定期的に現地のチェックをやってますけども、ほぼ事業者にお任せしてるという状況にはならないといえますか、常に職員がおってチェックができる、そのような体制というのは必要だというふうに考えています。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

何でこれ聞いたかというのは、まさにおっしゃっていただいたとおりで、そんなごみの性状をチェックするとかだけの見るだけやったら、そんな朝から、朝一からずっとあそこに張りつきで、あそこに専属でおる必要ないやんというのを言いたかったんです。だから毎日多分、常駐ということは毎日多分見るという意味やと解釈してるんですけど、別に毎日チェックしていただくのは構わないですけど、今想定してる常駐職員の職務内容というか業務内容がそういう内容なんやったら、逆に朝9時から退庁時間までずっとその産廃施設に張りつきじゃなくてもいいとは思いますが。だからそこら辺はちゃんと考えていただいて、逆に人件費、無駄になれへんように、職員1人配置するわけやから、そこはちゃんと考えていただきたいというところですね。この部分はちょっと今後も、お聞きするタイミングがあったら聞いていきたいと思っておりますけど。

結局ね、私、実際従前から、昨日もちょっと本会議のときも言わしていただいたんですけど、私自身、この公民連携事業は賛成ですと、いいですよって思っている、やっぱり自分の支持者さんもいるから。実際お声を聞いたら、全員に聞いたわけじゃないですけど、大体何か大方の人、言うてるところのポイントって一緒やったんですよ。

それは何かいうたら、結局、大枠では賛成、町のために将来のためになるんやったらいいよと。だけど、何でもかんでも手放しでオーケーじゃなくて、やっぱりモニタリング、チェック体制の部分ね。そこがほんまに大丈夫なのと。そんな、大丈夫です、大丈夫ですって。私とかも従前からそんな法規制がある中で、そんなあれへんよと思ってる立場ですけど、そういう説明させてもらっても、やっぱり一般の住民さんはね、納得しはれへんという表現が正しいんかどうかわからないですけど、不安に思ってる人はずっと不安に思ってるし、そんな性善説に立って考えるなど、そういう捉え方をしはるんです。

だから、一定、私も宿題もらってきたというか、「じゃあ、その部分は議会で理事者側にちょっと確認して、できるだけそこを今後の協定なり契約に盛り込んでもらえるようには言ってきます」とは言ってきたんで、あれなんで聞いているんですけどね。だから今の段階で、この基本協定の段階ではあまりそんな具体的なことも書いてないし、今後の相手さんとの話し合いになるのは分かるんですけど、できるだけさっき言った株主の部分であったりとかモニタリングチェックの部分をどうするんかというところは、やっぱり住民さんにはできるだけ納得いく形というんですかね、にしていきたいんです。

この頂いた資料に、会議体でしたっけ、何ページだったかな、何かつくって書いてましたよね。31やったかな、何か協議体か、チェック体制のところでありましたよね。そうそう、31で会議体、立ち上げて、一応府、環境省にもオブザーバーで参加、打

診したい。打診やから入ってくれるんかどうかわかりませんが、結局これって、一応会議体の中に忠岡町とか入る想定なんですよ。でも、どういう構成メンバーというか、どういう構成というか、住民がどのくらい入れるのかなというのがちょっとよく分かれへんのですけど。

ごめんなさい。お聞きしたいのは、忠岡町としてこの会議体を構成した場合に、どれぐらいその産廃施設、業者側に発言権というものを申せるのかということと、住民側の、議会も含めて住民側の関わり具合というのがどんなものなんかなというのがちょっと読めないのですけど。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

これにつきましてちょっと事業者側からヒアリングのときに説明を受けましたけども、ここに書いてる程度の情報を聞いただけでございますので、これについても今後の協議かなと思ってるんですが、まず発言権ということに関しましては、これは事業者と我々はやはり対等の立場でこの事業を推進していくということでございますので、お互いにその発言権はあると、同等にあるというふうに思っております。

それとまた、この住民の関わりということにつきまして、ちょっと誠に申し訳ないですが、検討できてないところがありますけども、当初から申し上げましたとおり、こうした打合せとかの中で出てきた情報につきましては、隠すことなくどんどん住民の皆様に情報開示していきたいというふうには思っておりますので、関わりどころが具体的な形になりましたら、またその都度報告させていただきたいと思っております。

以上です。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、この資料そのものが業者さんからの要は提案資料やから、どこまでも業者さんのある意味プロポーザルの提案内容やから、まだ詰めてないから構想の段階ですよ。言うてみたら。こんなしょうと思っておりますというだけの話でしょう、言うてみたら。だからこの協議体、会議体、協議会か、協議会、会議体も何かどこまでどうなんとも思うし、この図を見てると、一番下の図なんか見ると貴町、これは忠岡町ですよ。忠岡町とSPC株主企業って書いてるところを見るだけで、合ってるかどうか知らないですよ。SPCのこの企業側は忠岡町は株主に入らねんと思ってるなと思ってしまうんですけど、それ、違うんですかね。そういう想定、違うんですかと思ってしまうんですけど。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

随分前にちょっとヒアリングのときに聞いた話では、できたら忠岡町もSPCに加わってほしいなという意向はございました。といいますのは、公民連携というようなことで事業を進めてまいりますので、そこに忠岡町が加わることによってそうした重みが増すというような言い方をされたかとは思いますが。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ一応業者さん、企業側も、忠岡町もそのSPCの構成メンバーになることは前提で考えていただいているということではないんですか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

そこにつきましては、先ほどちょっと答弁させていただきましたとおり、ちょっとタイミング的に今すぐ入るのは難しいと思われまますので、将来的にそこに加わることができるのかどうなのか、早急に検討してまいりたいというふうに考えております。額もそんなに大きな額じゃないと思うんですね。出資額は。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（北村 孝議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、あれですよ。今の一応お話を聞いてると、取りあえず確約もでけへんし、タイミングは当初は無理かもしれんけども、何にしても町側も業者側も一応、忠岡町はSPCの株主になることは想定しているということではないんですよ。分かりました。それならいいです。

あと、もう1個、収入のところ、今のちょっと会議体のところにもかかってくるんですけど、次の32ページでしたか、何か和歌山県御坊市で負担金の制度を設けてるって書いてて、これちょっと私、今日質問しようかなと思ってた産廃税というのに、多分考え方的にかぶるのかなとか思ったりしてて。要はこの産廃施設の業者さんから、何かちょっとお金を取るということなんですかね。ここの御坊市さんは何か、トン当たり1,000

円、負担金取ってるということでしょう。私はこれちょっと、資料をもらう前から思ってたんで別なんですけど、ある意味、反対してる住民さんもいてはることだし、ある意味産廃施設ね、来るということで、迷惑料と言ったら言葉が悪いんですけど、産廃税を取ってもええん違うのというのは思ってたんです。トン当たり幾ら。それはそれで、固定資産税とか法人税とは別にごみを焼却する、産廃を処理するという営業の行為について、一応業者さんから幾分かまた別途、収入得れるじゃないですか。

多分この考え方的に言ったら、この負担金の発想って多分同じようなものなんかとか、読んでて思ったんですけど、忠岡町はこういう御坊市みたいに負担金を取る、あるいは今言ったみたいに産廃税、迷惑料というか、ちょっと忠岡町に業者さんがお支払いします的な、何か税を取るとか、そこら辺は考えてないんですか。

住民部（谷野栄二部長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

これが収入のところで書いております処理トン数当たり1,000円の収入ということになりますので、当然頂くことを前提にしております。

委員（勝元由佳子議員）

なるほどね。分かりました。

委員長。

委員長（北村 孝議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

それならもう、それは別途ちゃんと取るということなんですよね。分かりました、分かりました。

そしたら、あと1個すみません。あとちょっと気になるのが、逆に出るほうなんですけど、委託料をどこまで、委託料がずっと払わなあかんお金で、支出で、ずっと何十年って続くんですけど、中間施設とかも終わって、実際SPCへの委託、産廃施設への委託が始まってからになるんやと思うんですけど、委託料の変動ですよ。基本契約で価格を決めるから、そんな変動しませんと、よっぽどの何か事情がない限り変わらないということでおっしゃってたんですけど、私、前の特別委員会のときも何か、業者さんのほうの売電とか収益が上がったら委託料も下がるん違うかという話、させてもらったと思うんですよ。だから収益とか、あと契約の言うてるような、何か社会情勢が大きく変わるとか以外で、委託料の価格変動に、変化に影響を及ぼす要因ってほかに何かありますか。もし価格、変わるとすれば。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

ちょっとそれは今のところ想像できてない。それは、大きく地域の状況が変わってしまうような天災があつたりとか、あつたらそれは分かりませんが、ちょっと今、そこは想定できてないところです。

委員（勝元由佳子議員）

なるほど。はい。

委員長（北村 孝議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、今考える範囲ではないけどもという、よっぽど何か突発的なことが起こらん限りないという感じですよ。逆に起こったら何かあり得るということです。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

ちょっと起こったときのこともまだ想定はしてないんですけども、今まで国内で発生したような巨大地震が起こったりとか、世間の状況で見てやむを得ないかなという状況が出てきたら、そのときはちょっと考えなあかんのかなという気はするんですが、それがない限りそうした金額の変動というのはないかなと思います。

これ、私も既にもう委託されてる他の自治体のお話も聞いてきましたけども、それは今ないとおっしゃってました。ただ、相手も事業者側ですから値上げしてほしいとか、いやいや、待って、このままの値段でいってくれとか、そうしたやり取りがあるやに聞いてますけども、基本的にそれ以外で値段の上がり下がりがあるというふうには聞いてないです。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

今のお話やったら、この辺もあと数十年以内に大きい地震、起こる確率というか、可能性も言われてたりするじゃないですか。それならあり得んこともない話やなとか思うんですけど、もしそうやって数十年以内のこれ、公民連携やってる間に南海トラフとかそういう大きい大地震が起きたときはこの委託料、ゴーンて上がったりとかする可能性があるということです。ということでもいいですか、。そう思っている。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

すみません、正直そのケースは想定したこともありませんでしたので、ちょっと答えは難しいんですけども、地球がひっくり返るような、もし何か災害があったら、それはちょっと一定そうした場面が出てくるのかなという気はいたします。これはすみません、私の私見ということでよろしく申し上げます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

町は町で防災とかね、常に地震を想定してやってるわけでしょう。いつ起こるか分かれへんということで。我々住民だって、もう近い将来起こるん違うか思ってるわけで、多分この契約期間中に起こってもおかしくない話じゃないですか、その巨大地震ってね。起こってもおかしくない話で委託料にかなり影響を与えることを今の段階で想定してないところは、ちょっとどうなんて思いますけど、逆にそこをちゃんと今のうちに、起こり得ることとして、もし巨大地震とかそういう大災害ですよ、起きたときにこの委託料どうなるというのは逆に、今のうちに考えておいてもらわんとあかんのじゃないですか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

そうしたところも含めて、実施協定になりますとリスク分担の話も出てまいりますので、そうしたところの話合いというのも一定なされていくんかなとは思いますが、細かいケースに応じたときの対応のところまではちょっと難しいのかなという気はしますけれども。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

細かいところは多分、直接協議していただいたらと思うんですが、住民からすると単純に、そういうことが巨大地震とか大災害が起きたときに、委託料どんだけ上がるんって、そこが気になるだけなんです。大幅に変わるんやったら。変われへんのですか。そこら辺が分かれへんから本当に教えてほしいんです。



住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

勝元委員おっしゃるのは分かるんですけど、リスク分担というのは、大概フィフティフィフティ、50対50というところになると思うんです。天災とか。本日も今日、阪神・淡路大震災の日から28年目になるという日で、そのようなご質問あったんだと思いますけども、実際のところそういうふうな大震災が来た場合、物が壊れたと、こういう形で公民連携でやっていますので、実際のところフィフティフィフティになるんですけども、その施設自身が、うちここはフィフティフィフティにならないと思うんですよ。焼いてる量が全然違いますから、産業系廃棄物というところの分がかなりウェートを占めている分がございますので、その辺のリスク分担というふうなところについては、今後実施協定に向けてその辺のところは話し合っていきたいと思っています。

以上でございます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

もう現時点ではちょっと想定されてないんで、分かりました。これ以上聞いてもあれなんで。

あと、ちょっとすみません、モニタリングチェックのところでも1個聞き忘れたんですけど、一旦置きます。

委員長（北村 孝議員）

他に、ご質疑ございませんか。

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

何点か質問させていただきます。

まず、選定委員会ですけれども、業者を選ぶのに選定委員会されたと思うんですけども、評価基準のところ、100点中、73.2点ということで、忠岡町が70%というところのぎりぎりの73点、そこ単独だけ見れば73.2点って、ぎりぎりのラインということなので、こういったことが各それぞれの選定委員さんのほうで、どういった基準でこういうふうになったのかなと。で、今回この事業を優先方式と、事業を決める際に何なりの選定委員会さんの意見書、こういうことで選びましたという意見書というのは、そういっ

たものは頂けないのでしょうか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

こちら、73.2点というのは、提案審査の部分で100点満点中、5人の審査員で73.2点でございました。こちらの審査ですね。これと書類審査を合わせて170点満点中138点となっています。80%を超えているというところで70%以上ですので、こちらの選定委員会では合格というふうな判断を下したんだと思います。

それと、そちらの委員さんの講評とかそういう分に関しましては、今回のプロポーザルに関しましては1グループから成るものでありましたので、対比するものがございませんでしたので、そのようなものはございません。

以上でございます。

委員長（北村 孝議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

ないということなんですが、各委員から出された意見というのは当然あるんですよ。だってこれ、意見というかこういう選定基準、採点基準があると思うんですけども、その採点基準の中で、「ああ、この点はちょっと低い」とか「この点は高い」とかいった、そういうところがそれぞれ多分あると思うんですよ。それを積み重ねていって73.2点という点数になっていると思うんですけども、だからその中で各選定委員さんのほうで、例えばここの点は良かった点、ここの点はもうちょっと努力するべきであった点とかいうのが多分中にはあると思うんですね。単純に点をつけるだけじゃなくて、そういった選定委員さんの意見みたいな感じというのは何かないんですか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員おっしゃるとおりな意見書、意見というのはございません。こちらの生活環境課資料3の中で、こちらのほうの評価項目、この中で評価採点基準を設けて、これの採点をさせていただきました。ただ、委員1名から5名の間で、その採点の点数というのはばらつきがございました。

以上でございます。

委員長（北村 孝議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

そしたら、単純にこの採点基準だけを出して、例えばその選定委員で集まって、意見の交換とかそういった会議ではなかったんですか、選定委員会というのは。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

選定委員会のほうは、委員さんが皆さん寄って、1つの会場で寄ってやったものではございません。インターネットを通じてやらせていただきました。

以上です。

委員長（北村 孝議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

それはZ o o mとかの会議、インターネットを使った会議ということで、そしたらその中で、例えば何なりの意見交換とかってされたりはしなかったんですか。ただ、忠岡町が、事業者がこういう提案書を出してきて、それを忠岡町なり事業者が説明、多分するとは思いますが、そういう中でそういう説明された後に、何か意見交換とか質疑とかというのはなかったんですか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

Z o o mでやりまして、この提案のいわゆるV T Rを見て、そちらのほうに関しまして、私たちのほうに対してのご質問というのはあったと感じております。ただし、その終わった後、委員さん同士、意見を交換したというようなことはございません。委員さんにつきましては各専門性がございますので、その専門性から委員が、こういう採点基準にのって、この分野に関しては何点よねというふうな形で採点したものです。

以上でございます。

委員長（北村 孝議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

そしたらもう、当然各個人の選定の理由があるとは思うんで、当然その中での意見交換というのはもう、なしというか、質疑ぐらいはあったかもしれませんが、委員会の中で、これがいい点とか悪い点とかというのは、そういったやり取りというのはもう全くなくて、あくまで説明に対しての質疑があって、それに対する回答で、それで採点してもらったということの流れでよろしいんですか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

プロポーザルするときに、採点してるところを共有するという制度はございません。各委員さんは、自分が点数をつけたという部分はその各委員さんで共有して、「私は何点や。こういうことが良かったよね」ということがありませんので、各委員さんが全て採点を終わってから事務局のほうで、この委員はこういうふうは何点をつけたというふうなところで合格、採点の基準というか上回っていたもので合格となりました。

以上でございます。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

では、各委員からの意見とかそういう言葉とかも全くなくて、単純に採点の結果だけを生活環境課さんのほうに出されたということでもいいですかね。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

先ほどから同じ答弁になりますけれども、そのとおりでございます。

以上です。

委員長（北村 孝議員）

二家本さん、それ、意見のいい面ではいいけど、逆に影響して、その人本来の自分が思っている基準というんか、その辺の判断がやっぱり揺らぐと思いますので、やり方としては私はいいのかなと、こういうふうに思います。

河野委員。

委員（河野隆子議員）

29ページのところで新施設が動き出した後ですね。漂着ごみですね。海に浮かぶ漂着ごみ、これを積極的に受け入れするというふうに書かれているんですが、漂着ごみですからいろんなもの入っているわけですけど、これはリサイクルできるものはして、あとは燃やすという形になるんですか。ちょっとそこら辺が、単純な質問で悪いんですけど、分からないので。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

この漂着ごみにつきましては、昨今、海洋投棄されたプラスチック等が社会問題になっておまして、この公民連携事業は社会貢献もしたいというようなこともございまして、一応項目に加えていたものでございます。今現在、大阪府は大阪の沖で浮遊したプラスチック関係はもう既に処理、燃やされる場所の場所も決まっておるんですけども、何かしら本町に要請があったときには積極的に対応して社会貢献をしていこうというところの提案があったというふうに理解をしております。ですから、これで何かしらどこかから引き受けて燃やすというわけではございません。

以上です。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

民間は民間で社会貢献ということで、それはそれで言いはるのはいいと思うんですけどね。忠岡町としてはやっぱり浮遊しているごみですね。非常に海外から流れてくるものも多いですし、化学薬品がついたもの、そういったものもあるという心配もありますので、そういうのを積極的に、恐らくやっぱり民間というのは業者さんはごみをたくさん欲しいわけですね。ですので、今後この受入れというのを積極的にPRしてやっていかれるのかなというふうに想像しているわけなんですけど、そういったところで受け入れしたら、それは全部もうどしゃっと全部焼いてしまうんですか。そこが分からないんですけど。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

今現在、先ほど申し上げましたとおり積極的に受入れをするといったことは考えてございませんでして、要請があったらそれは引き受けて社会貢献したいということでございます。そして、なおかつそれを引き受けたときに燃やすと、これはですね、産業廃棄物処理

施設というのは許認可もございますので、その許認可の範囲の中で燃やせるものは燃やす、燃やせないものは燃やさないということになろうかと思えます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

そうしましたら、きっちりそこは分別して、燃やすものと、あと燃やさないものと分けるという理解でよろしいですか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

それはそういうふうになるのかなと思えます。けど、今、私も港湾でいろいろ浮いているゴミを見ますけども、ほとんどがプラスチックやペットとかですね。あと牧畜関係、木ですね。木材関係とかあのようなものが多いと思えますので、何かしらそこにややこしい化学物質の箱とか、そういうものがあれば当然ながら排除しますでしょうし、プラスチックとか木のかげらであれば燃やしていくんじゃないかなというふうには思っています。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

そこはさっきから谷野部長もおっしゃってますように、家庭ゴミとか事業系ゴミについては忠岡町として責任があると、そういったことをおっしゃってましたけど、こっちの産廃のほうは忠岡町にどこまで責任があるのか。26ページにいろいろと、この13種類、書いていただいていますけれどもですよ、家庭から排出されるものと同様の性状の廃棄物を想定しているということが書かれていますけれども、海に浮いている漂着物ですね。漂着ゴミですか、というのは、今おっしゃったように木材であってもやはり化学薬品がついているものもあると思えますので、それをきっちりと、どういうふうに分別してやっていくのか、そこは心配なんですね。ですので、地球環境への貢献と、そこは民間事業者がおっしゃっているけれども、忠岡町の環境がどうなるのかと、一番やっぱり環境問題が心配なんですね。そこはどういうふうに、きっちりとできるというふうにお考えなんですか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

こうしたごみはいきなり焼却炉のピットの中に放り込むことはないんですね。基本的には手や機械で破碎分別する設備の中に置かれます。そのときに異物があれば人の手で取り除かれるということになりますので、燃やせるものだけが焼却されていくということを想定しているところであります。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

そこなんですけど、そこでさっきからみんな心配しているところで、そこはきちんと忠岡町が見れるんですかというところが非常に心配なんです。そこはどうなんですか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

モニタリング体制は今後の協議ということは何度も申し上げさせてもらってますけども、その破碎分別、手分別する場所というのは本町の一般家庭ごみの粗大ごみを受け入れる場所と同じ場所になっています。そこには職員がおって、一般のごみの受入れの業務なんかも行うわけですから、同時にそうした業務ができるのではないかというふうには思っているところでございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

職員が張りついてということなんですけど、どこまでそこは目視、あとは手作業もあるんでしょうけれども、きちっとチェックができるのかというところが非常に心配なところです。ですので、やっぱり民間事業者になると多くのごみを燃やしたいという、利益を上げないといけませんので、そういったところがありますので、そこはきちりできるのかと。職員さんが張りついたら目視で分かるのか。

あと、民間ですからね、相手は。ですから民間の部分の産廃ごみですね。そこを忠岡町が関与できるのかというところが非常に心配であるし、まだやっぱり分からないというところが、まだ実施協定も結んでませんので分からないというところもありますけど、環境問題で何でもごみを燃やせばいいというものではありませんので、そこら辺はきちり

できるのかというところを心配してますが、どうでしょうか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

産業廃棄物の許認可を受けて処理していくわけなんですけれども、受入れごみに対して許認可を受けた範囲の中で業務をやっていくということに関しては、非常に彼らも責任感を持ってやっておられます。今現在、本町の一般廃棄物も粗大ごみの関係ですね。民間の処理施設、大栄環境さんに持っていったるんですけども、やっぱり中にちょっと処理が困難だというものがもし入っていたら何かやっぱり連絡があるらしいんです。「こういうものを入れてもらったら困る」と。これは許認可を受けて事業者側も責任を持ってやっていくわけですから、民間であるから何でもかんでも燃やすということではなくて、責任感を持って業務を行っていかれるだろうというふうにも思っておりますし、その業務体制をやはり我々も側面から監視をしていく、このような関係が必要なんではないかなというふうに思っているところであります。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

やっぱりなかなか関与したくても関与できないというところがあるというふうに思います。ですので、民間のこの産廃施設が建ったらどのようなごみが燃やされるのか。それはもちろん26ページに種類も書いていただいています。しかし、これとこれが合わさったらいろんな化学物質が出てくるとか、人体に影響を及ぼすとか、そういったことはまだ未知のところがいっぱいあると思うんですね。ですので、地球環境への貢献というのを民間事業者が言うのは、それはそれで勝手なことなんですけど、忠岡町の環境が悪くなる、脅かされるということはあってはならないというふうに思いますので、これはちょっとどうなのかなというふうに思うんですけど、同じ答えになるとは思いますけど、ちょっとお答えいただけませんか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

地球環境への貢献というのは民間だけじゃなくて我々も担っているわけですから、そのところは行政としても行っていかなければならないと思っております。そして、処理される廃棄物の処理につきましては、関係法令に基づいて適切に処理を行っていくというところで、忠岡町にごみ処理施設があるので、その環境が悪くなるというふう



には思っておりません。基本的に決められた方式で法律に基づいて適切に処理をしていくということで、適切に処理されていくというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員長（北村 孝議員）

他に、ご質疑ありませんか。

河野委員。

委員（河野隆子議員）

適切に処理できるかどうかというのは、監視ができませんので、忠岡町は。どこまで入っていけるのか。全て民間の施設なので、入っていけるところがあるのかどうかというのは、これから実施協定をいろいろ結んでいかれるのですが、やはり行政としての責任ですね。そこはきちんと守っていただきたいと。いろいろまだ問題はありますけど、一旦ちょっと終わります。

委員長（北村 孝議員）

他に、ご質疑ありませんか。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

すみません。まず、これから事業を始めるに当たっていろんな、これから町が負担すべき費用というのは多分これからも発生してくると思うんですけども、先ほどごみの焼却の委託料とかそういうのがあったんですけども、何かほかに、事業を始める前とか始めるときに必要な、忠岡町が負担する費用って何かございますでしょうか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

今まで報告させていただいた以外はないかなと思うんですけども、例えばダイオキシンの外部処理機関に委託してチェックしていくかとか、そういったものは出てくるかもしれませんが、大きくこの金額が左右されるような大きな額ではございませんでしょうし、そのほか特に考えてないというか、把握はしておりません。

委員長（北村 孝議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

土地の土壌汚染の改良とかってというのは、多分忠岡町が出さないといけないと思うんですけども、そういった分は今回のこの費用想定の中には当然入ってないですよ。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

この費用の中には入ってございません。

委員長（北村 孝議員）

まだありますか。二家本委員。

委員（二家本英生議員）

ホームページにも掲載してもらってるんですけども、11月に住民説明会、各集会所でやっていただいたんですけども、その中で、なかなか事業者が決まらないと分からないというのが町の回答として幾つかあったんですけども、例えばトラックの搬入の経路とか、トラックの搬入の量とか、何かそういったことというのは、これはもう住民から聞かれていることなので、今もし分かっている範囲であれば教えていただきたいのと。

あとは、ごみの減量化に関することですね。やっぱりごみの減量化というのは、私たち住民からしていかないといけないところなんですけども、それが公的な施設を持っていれば、そこが中心となって行って、ごみの減量化に向けて地域一体となってやっていっているところが、実際泉北環境もそうなんですけども、そういったところもあるんですけども、今回、忠岡町がこういう施設を持ってくることによって、忠岡町はごみの減量化に向けては当然取り組むべきことだと思うんですけども、そこを今回来られる民間の事業者にも一緒になって協力していただいて、何かそういったことをしていくというのはないんでしょうかね。一応こちらの公民連携協定書のほうに、地域貢献というところには項目があるんですけど、ただそういう事項が書いてなかったの、そういった点はどういうふうになるんでしょうか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

すみません、そのごみの搬入経路と量につきましては、これから環境アセスメントを行っていくことになろうかと思うんですけども、そこで、地図上に搬入経路と、そこを通過する車の台数、これが記載されたものが公表されます。それに基づいて関係住民から意見を求めるということになりますので、近い将来お示しをさせていただき、また公表されていくというふうに考えております。ちょっとこの時点で把握できているところではございませんので、そこはご理解いただきたいと思えます。

2点目の減量化ですけども、もちろんこれは廃棄物処理が民間施設に委託することになっても本町の責務でございます。ただ、従来と異なるところがありまして、廃棄物を減量しますと、その分だけ本町の支出が減ります。これは数字となって表れてまいります。そのところは本町の支出を1円でも少なくするために、また地球環境のためにごみを減ら

していく努力というのは町を挙げて取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、またよろしく願いいたします。

委員長（北村 孝議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

まず、搬入経路の件なんですけど、これから環境調査をして、それができれば公表して、関係の住民の方に知らせていくということだったんですけども、例えばそれが、その関係の近隣の住民の方が「やっぱりここ通らんといてくれ」とか、そうなったときというのは協議に応じてはくれるんでしょうか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

環境影響調査でいきますと、その関係住民は意見を述べるすることができますので、その意見を出していただくということになろうかと思えます。その出された意見といいますのは、その自治体の環境審議会、そこを経由して大阪府の審議会で取り上げられていくということになろうかと思えます。その意見というものに合理性があれば、当然指導を受けることとなりますでしょうし、そうしたことで環境影響調査というものは進めていかれるというふうに聞いておりますので、このような回答となりますけども、よろしく願いします。

委員長（北村 孝議員）

よろしいですか。

他に、ご質疑ございませんか。

三宅副委員長。

委員（三宅良矢議員）

何点か分けて質問させていただきます。

まず20ページの、今度入れる炉のことについてのご説明をちょっと加えていただきたいんですが、一応ストーカ式ということで、多分これって、いわゆる低床炉というタイプのやつでよろしいんですね。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

すみません、低床炉という言葉はちょっと存じてないんですけども、一般的にストーカ式と言われているごみ処理の形式でございまして、今、昨今建てられている施設のほとんどがこのストーカ式が用いられているというふうに聞いております。

委員（三宅良矢議員）

委員長、すみません。

委員長（北村 孝議員）

三宅副委員長。

委員（三宅良矢議員）

すみません、これについて30数年ですよ。30、40年使うわけなんですけど、この期間のこの式の大規模修繕とか修繕に関しての費用は、全てここに含まれ、委託費用に含まれるということではないんですかね。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

そちらの費用については含んでおります。その費用が発生したら、こちらが加算して費用を支給するものではございません。

以上でございます。

委員（三宅良矢議員）

はい。

委員長（北村 孝議員）

三宅副委員長。

委員（三宅良矢議員）

その大規模修繕なり修繕の大体の見込みというのはここに全然載ってないんですけど、それ、どのような感じなんですか。昨日ちょっと論文いろいろ調べてたら、忠岡は30トン炉じゃないですか。大体何十年でこれぐらいというのがあって、規模が大きくなれば累乗計算で、何か修繕なり大規模修繕が増えてくるらしいんです。それは何となくそうなんかなというレベルなんで、その論文が正しければですよ。学会で出た論文ですから、資料は今手元にないですけど。

ただ、そうなった場合というのは、どれぐらいの規模の修繕とかが想定されているのかなというのが分からないんです。変な話、それが例えば、忠岡町のこの30トン炉で1回やったものが、いやいや、200トン炉なんで2回やらないといけないんですよ。そうなった場合、想定以上のお金が発生するわけじゃないですか。そういうことに関しての責任はないのか。その辺の説明ってどうやったのかというところを受けたいんですが。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

基本的に新炉につきましては事業者側の産廃処理施設になりますので、故障があろうと

何があろうと事業者側が責任を持って修理をしていくというところであると考えています。

ちょっと聞くところによりますと、こうした焼却施設というのはやはり24時間連続運転する施設でもありますし、高温を使う施設でありますので、やはり定期的に取り替える部品であったりとか、ある一定期間で取り替える設備の部分であったりとかいうものがあるというふうに聞いております。それにつきましては適切に時期を見て、炉を止めて修繕をしていくというふうに聞いておりました、午前中に280日という話が出てまいりましたが、1年のうちの一定期間に集中してそうした修繕というものは行われていくというふうに聞いております。

現在の本町のクリーンセンターにおきましても、そのような形で炉を止めて、一旦その間の一般廃棄物はピットの中にためて、停止している期間中に、例えば炉の修繕、耐火物を取り替えたりとかそういったことを行っている。同様のことが行われていくんだろかなというふうには考えております。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

三宅副委員長。

委員（三宅良矢議員）

要は、頻度が重なることに、大規模になりました、頻度が増えました、頻度が増えたんで想定以上のことなんですという、それは想定内のことだということではないんですね。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

事業者側はこうした炉をもう既に幾つか持っておられまして、そうした経験もあるというふうに聞いております。

委員（三宅良矢議員）

はい。

委員長（北村 孝議員）

三宅副委員長。

委員（三宅良矢議員）

想定内ということで、それは。

次にちょっとお聞きしたいのが、午前中、松井委員がちょっとお聞きしていたところで、土地の賃借料とか固定資産税の云々かんぬんということがあったと思うんですが、それって、よく官民連携やと、例えば企業誘致なりしたときに、よく土地の固定資産税の減免とかやるわけじゃないですか。それは忠岡町としては一切しないという方向で行くとい

うことでいいんですね。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

今、現状では頂くということで進めておりますので、特別に公民連携だから値引くということは考えておりません。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

三宅副委員長。

委員（三宅良矢議員）

ありがとうございます。

あと、お金の出し方のことでちょっとお聞きしたいんですが、このSPCのほうに委託料を払うということになってきた場合というのは、消費税が例えば今いろいろ、5%上がるだのどうのこうのと言われているじゃないですか。その上がった分に関してはやっぱりこちらも上げて払わざるを得ないという方向ですね。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

はい、そのようになると思っております。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

三宅副委員長。

委員（三宅良矢議員）

例えば広域に入りました。それで負担金には多分消費税ってかかれへんと思うんですけど、例えば広域、泉北か岸貝とか近くにあると思うんですけど、そこに対してごみ処理の委託をお願いした場合というのは消費税ってかかってくるものなんですかね。ちょっと今、分からないですけど。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

基本的に委託料に含まれてるとかいうことではなくて、中の維持管理をするためには、全て事業者側には消費税を含んだ金額で取引されていますので、その総額の中には消費税相当分は含まれているというふうに理解しております。

委員（三宅良矢議員）

はい。

委員長（北村 孝議員）

三宅副委員長。

委員（三宅良矢議員）

だから広域の場合は委託料というのは、委託の場合はタックスオンの最後のタックスに入ってくるということですね。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

すみません、泉北環境に今、し尿とか委託してるんですけども、ちょっとその計算式は忘れましたけども、基本的には施設をつくるに当たっても、その運転管理を泉北環境がされるにしても、そこの中には消費税って必要になってまいりますので、基本的にはその委託料を支払う、その金額の中には消費税相当分が含まれているというふうに考えております。

委員長（北村 孝議員）

三宅副委員長。

委員（三宅良矢議員）

それは分かりました。それはタックスの部分ですね。最低限の。例えばガソリン税の中の、最後に僕ら買うときに払うじゃないですか。その中にまた揮発油税とか何か税金、ばあんと入ってるわけじゃないですか。それをタックス・オン・タックスという表現を使うわけと思うんですけど、もともとだから要は広域さんでも何か、例えば建物を建て替えます、何か物を買います、それは税金、消費税かかりますよ。でも、最後それを総括して、はい、忠岡町さん、例えば4,000万で払ってくださいというときに、その4,000万に消費税というのはかかってきてるのか、きてないのかという話で。

住民部（谷野栄二部長）

はい。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

その負担金の中に、負担金が決められた中に、それに上乗せして消費税というのはいないと思います。

委員（三宅良矢議員）

委託金、委託。

住民部（谷野栄二部長）

負担金ですね。

委員（三宅良矢議員）

ありがとうございます。委員長。

委員長（北村 孝議員）

三宅副委員長。

委員（三宅良矢議員）

すみません、じゃあ、あとちょっとほかで。

今日、単価の費用想定はこの上期、資料4で頂いたやつで、9月に頂いたこのカラー資料ですと、9月13日の説明金額では、ここには21億7,087万2,000円って書いているんですけど、それがこちらの費用では18億3,218万4,000円と。それから、今回出されてきた額でいくと24億8,936万4,000円で、30%ぐらいこの間でアップしているんですけど、そのアップする内容というか、なぜここまで上がるのが見積りとしてちょこんと上がってきたのかが知りたいです。すみません。この短期間で、そこまで見積りがぼんぼんと上がるって、じゃあ何を信用したらいいんやろという、その質問になります。

住民部（谷野栄二部長）

すみません。もう一度説明お願いできますでしょうか。

委員長（北村 孝議員）

もう一度質問。

委員（三宅良矢議員）

費用想定のところは21億7,000、すみません、9月13日、費用想定、資料4です。令和4年9月13日、説明金額3の外部委託処理費用、ごみ中継処理分で21億7,872万円と書いてあります。それが、以前頂いたこのカラー資料やと18億3,218万4,000円であり、今回その右の2ついけば企画提案単価は24億8,936万4,000円となっておりますが、なぜそれ、30%弱アップしております。半年間ぐらいの金額でなぜここまでアップするのか、根拠と理由をお示してください。

以上です。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員おっしゃる数字なんですけども、9月13日の数字ですよね。こちらのほうについては以前お示した数字から変わってませんけども、どうでしょうか。

委員（三宅良矢議員）



このカラー資料は何で18億3,200何がし。これは何なんですか。すみません。これは多分9月の議会の。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

そちらの数字ですけど、1回修正をかけておりますけども、その辺のご確認、お願いします。

委員（三宅良矢議員）

これ、ちなみになぜ修正かかったんですか。どういう理由で間違えたのかという、その理由も必要やと思うんですけど。

委員長（北村 孝議員）

ちょっと休憩、入れますか。

いけますか。分かりますか。今、三宅副委員長が指摘してるところ。谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

すみません、私、当時の修正前と後ろの資料をちょっと今見てるんですが、外部委託処理単価のとらまえ方がちょっとミスがありまして、適正な値段に変えさせていただいた金額が、ここでいう21億7,000万ということになります。以前に出させていただいたものはちょっと誤りがありましたので、その時点で訂正をさせていただいたということになります。理由書もつけさせていただいていたかと思えます。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

三宅副委員長。

委員（三宅良矢議員）

また、詳細については後で説明いただきたいんですけど、あと、なぜ外部委託処理費用、ごみ中継処理分に解体費を含むところに何で上乗せがあるのかということにはちょっと疑問なんです。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

こちらの外部委託費になぜ解体費を含んでおるのかということになるんですけど、解

体費もこちらの中継施設に関しましては、クリーンセンター内のし尿処理場、昔のし尿処理、そちらの分の解体費でございます。そして、施設管理機関の委託費用、いわゆる本施設の分なんですけど、そちらのほうはクリーンセンターに今炉が建っております、大きい施設のほうの炉の解体費となっております。

以上でございます。

委員長（北村 孝議員）

三宅副委員長。

委員（三宅良矢議員）

この金額でいうと、ほぼ忠岡町が解体費は一旦持つということでもいいんですね。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

はい、副委員長ご指摘のとおりでございます。

委員長（北村 孝議員）

三宅副委員長。

委員（三宅良矢議員）

あと、ちょっと細かいところ何点かなんですが、36ページの図で、先ほどからちょっと気になっているのは動物炉、今動物を預かって、燃やして灰になっていると思うんですけど、今後、動物の対応はどうしていくんですか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

こちらのほうの提案の中で、動物炉を廃止するというような提案がございました。ただし、動物炉がなくなれば住民生活にかなりサービスが低下するということがありますので、その代替案、何かないかというところで今検討しております。

以上でございます。

委員長（北村 孝議員）

よろしいですか、三宅副委員長。

委員（三宅良矢議員）

もう1点。

委員長（北村 孝議員）

三宅副委員長。

委員（三宅良矢議員）

あと、すみません、車の動線がいろいろあって、ご存じのとおり、あの辺って魚の釣り客と隣のグラウンドを使う方と、あと近隣の会社関係の方が駐車でするので、昼間行ったらひしめき合っていて、一部の住民の方からは厳しいことを言うてくる方もいると思うんですけど、今後その辺が、10トンダンプ系がばんばん入ってくるという前提にすれば、その辺の駐禁対策というのはどのように考えていくんでしょうか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

基本、事業者側と協議はするんですけども、実際前面道路については、あそこは港湾道路になっています。港湾局に対しましても再三再四、駐車違反の啓発をお願いします。また、今委員おっしゃられるとおり、釣りのお客さん、それと横のグラウンドを使ってる方々とかというところの駐車違反というのが考えられますけれども、その辺のところは関係団体、関係機関と連絡を密に取りながら対策を講じていきたいと思っております。

以上でございます。

委員長（北村 孝議員）

三宅副委員長。

委員（三宅良矢議員）

ちなみに、今、駐禁を取れない理由というのは何なんですか。いや、呼べば取れる感じになるんですかね。今でもそこは。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

駐車禁止は港湾の規制ということになるんですけども、港湾の規制は一定、道路管理者であったりとか地域住民、そうしたところの働きかけがないとなかなか打てないということになっておりますので、そうした中で木材コンビナートというのは木材事業者のために造成された用地ということもありまして、なかなかそうした規制がつけられにくいんじゃないかなというふうには考えております。

そもそも規制があるからということと関係なしに、迷惑駐車というものはやっぱり排除されなければいけないというふうには考えておりますので、今次長が言いましたとおり港湾局、また事業者と連携しながら、少なくとも出入りに支障があるような駐車は排除していかないといけないというふうには考えております。

委員長（北村 孝議員）

よろしいですか。

委員（三宅良矢議員）

結構です。

委員長（北村 孝議員）

他に、ご質疑ございませんか。

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

すみません、ちょっとさっき、続きで申し訳ないんですけど、チェックのところでも1個聞きたいんですけど、聞き忘れてたんですけど、先ほど別の方の質問のときに谷野部長さんが、町の一廃部分だけじゃなくてトータルで、あそこの施設全体ね、チェックせないかんとおっしゃってるとおっしゃったと思うんですけど、私、ちょっと認識、違うんですけどね。市町村は自分とこの出したごみには責任があるから、逆に200トンのうち20トンは絶対、どこで焼こうが委託しようが、責任あるから、そこは絶対モニタリングも含めて責任を負っていると思っています。逆に言うと残りの180トンは業者さんの営業の部分やから、責務はないっちゃんないんですよ。ただ、住民への安心担保というところでモニタリングしてくださいと我々議会でも言っているだけの話で、町の責務としたら別にないっちゃんない話なんですね。

だから、逆にこちらからすると、ごみに色分けはでけへんけども、20トンも少なくとも町が、忠岡町のごみじゃないですか。その部分の責任という部分では、私はその残りの180トンと全然違うと思ってるんです、責任の重さでいったら。そこはどう認識してはるんですかね。何かちょっと今日の答弁を聞いてると、そこがごっちゃになってるというか、理事者側もちょっとごっちゃになってるんかなとか思ったりしたんですけど、明らかに、町の出してる20トンと、残りの産廃業者の180トンは全然違うものやから、町の責務も全然別のものやと思うんですけど、そこら辺の区別というか、どう思ってはるんかなというのは。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

議員おっしゃるように20トンに関しては忠岡町の責務に当たりますね。排出者責任ということになります。180トンに関しては事業者の責任ではありますが、考え方としましては、20トンに関しては排出者責任という観点で見ていくと。180トンに関しては、公民連携協定実施協定に基づいて本町が認めたごみが適切に処理されているかどうかをチェックするという観点。ですから目的はチェックするという面では同じなんですけども、視点はちょっと2つにまたがるというふうに考えています。

それと、中継期間中は中継処理施設に積み替えをしますので、直接目視で監視ができます。パッカー車がごみを降ろしまして、それをショベルですくって大型車両に積み替えますので、どんなものが含まれているかというのはある程度、そばで見れば分かるということになります。

新施設になりますと、この生ごみが直接ピットの中に投入されますので、そこは投入される場所をですね、こちら側としても目視、また画像になるかもしれませんが、チェックをしていく必要があるだろうなとも思いますし、定期的にそのごみ収集車両から、展開というんですけども、ピットに投入前にプラットフォームのところでごみを1回落とさせていただいて、不正なものが混じっていないか、そうしたような検査、これもやっていく必要があるのかなというふうに思っておるところであります。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

ちょっと今の分かれへんかったんですけど、その展開とかをしていく必要があるという、それは町の20トン分の分ですよ。別に産廃の分じゃないですね。

住民部（谷野栄二部長）

そうです。はい。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。

その責任の部分は分かりました。あとちょっと別です。また別で、賃借料のところなんですけど、たしか前のときに、宿題じゃないですけど、たしか土地のね。要は、議会の議決を経るんかとか貸付け、地上権の設定どうのこうので質問したときに、「調べておきます」で終わってたと思うんですよ。もしあれやったら、副町長に答えてもらえるんやったら答えてもろたらあれなんですけど、まず、あそこの土地、行政財産じゃないですよ。普通財産ですよ、多分ね。

町長公室（立花武彦公室長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

公室長。

町長公室（立花武彦公室長）

はっきりとは覚えてないんですけども、恐らく普通財産やったと思います。

委員（勝元由佳子議員）

すみません、委員長。

委員長（北村 孝議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

一応、私もずっとあれからというか、ちょくちょく見てるんですけど、多分、民衆の普通の土地やったら、私人であろうと法人であろうと借地借家法の適用でやったらいいと思うんですけど、公の行政の持っている土地ってそういうわけにいかへんかって、結構自治法でいろんな縛りかかっているじゃないですか。

で、一応何か読んでてね、少なくとも何か条例または議会の議決による場合でなければ貸し付けてならないとかあるから、それ、適用除外されるのって行政財産だけなんですよ。読む限りね。だから、もし貸し付けるんやったら議会の議決、要らんのとか思ったりするんですけど、勝手に土地貸したりとかってできるものなんですか。私、これ読んでる、自治法を読んでる限り、もし貸す、賃借契約締結するとかってなったら、議会の議決、要るんじゃないでしょうかと思うんですけど。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

96条第1項の第6号にですね、後段のほうなんですけども、「出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること」。適正な対価なくしてということになっていますので、こちらのほう、総務管轄の部分と聞きましたら、この条項がというところで、議会の議決は必要がないというふうに聞いております。

以上でございます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

多分同じところにかかってくると思うんです。もしあれやったら総務に確認してほしいんですけど、私、見ているのは財産のところを見ていて、237条の第2項に財産全般のことを書いて、「238条の4第1項の規定の適用がある場合を除き」、つまり行政財産を除き、「普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない」となってるんで、要るん違うんとか思っ

たりするんですけど。

町長公室（立花武彦公室長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花武彦公室長）

契約につきましては、事業用定期借地権として契約しますので、この分については議会の議決は必要ないというところで、調べは終わっておりますので。

委員（勝元由佳子議員）

もう要らない。普通に。ごめんなさい、委員長。

委員長（北村 孝議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

そんならね、あそこの土地って、今後業者さんに貸すわけじゃないですか、固定資産が入ってくるのかというので。法的な話でいうたら、もう普通の借地借家法だけの話でいくんですか。普通の民の土地の貸し借りの契約と同じ扱いにいくんですか。

町長公室（立花武彦公室長）

はい。

委員長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花武彦公室長）

そういう契約になります。

委員（勝元由佳子議員）

なるほどね。分かりました。はい。

委員長（北村 孝議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

そしたらそのところは分かりました。

あとはまた別のところですよ。ちょっと大きいね。細かい中身の話じゃなくて、ほかの議員さんたちもちょっとおっしゃってるところですが、住民さんの理解というところなんですけど、やっぱり私も実際、自分1人で考えてたときは、いい、この事業案でええやんやっただけなんですけど、実際に住民さんのお声を聞いたりとかすると、やっぱり町の発信というんですか、理解を得るといふ部分がやっぱりちょっと弱い感じがしてて、そこら辺で、ちょっと町の姿勢がどうなんだということをおっしゃってる方がやっぱり複数おられたのはおられたんですよ。

中には、それぞれ議員さんって、それぞれの支持者さんの色とかあると思うんですけど、結構、私の支持者なんて比較的町政に関心の高い方が多くて、それこそ議会だよりも隅々まで見てるとか、町のホームページも結構チェックしてるとか、結構そういう方が多いんです。

で、そういう中で、住民説明会のこととかね、年配の方やからちょっとやっぱり分かれへんかったんかもしれないんですけど、ご存じない方とかもおって、何で町がちゃんと説明せえへんのか。一番はやっぱり町の広報ですよ。町の広報に何でもっとちゃんとね、住民に説明してへんのやって、そういうことをおっしゃってたんですよ。

我々議員からすると、11月に理事者側はもう全集会所ね、回っていただいたし、住民の理解を得るようなことやっていただいたと思ってるんです。けども、町政にこうやって関わって中に入ってる者の見ている目線と、町政と全然関係のないところにいる一般の住民さんとは、ちょっと温度差というか、捉え方が違うなというのは正直感じたんです。

やっぱり一般の住民さんはまだまだ、何か町が言うてへん、ちゃんと知らせてへんやんという、そういう認識を持ってる方も多くて、一部の方はそうやって説明会に来ていただいたりとかもして、ご理解いただいたかもしれんけれども、そうやって町政に関心のある方ですら、何かいまいち、この事業のことを知ってるけども、詳しく分かれへんとか、町が説明してないって思ってる人、おるんですよ。

で、実際説明会に行ったけども、それこそ「質疑の時間、短かったやんか」とか、そういうのもおっしゃってる方もおられたりとかして、やっぱり町の姿勢そのものにもうちょっと何か住民の理解を得る努力不足と住民から取られている部分もあるのかなというふうに、私は正直感じたんです。

だから、11月にそんだけ回っていただいて、一応理解を得ていただいているのはすごい分かるんですけどもね。今後よりね、理事者のほうはホームページに載せてますとか、1階の閲覧コーナーでモニターで流して周知もしましたとかおっしゃるんですけども、多分あんなん見るのってごくごく一部の方やし、町政に関心ある方でもやっぱり年配の方になるとネット見いひんで、どうしても町のホームページを見ないというところがあるんで、多分町の広報が一番周知媒体としては適切なんやろうなと思うんですよ。

だから、もうちょっと、今後のこれは要望になるんですけど、もっとやっぱり広報をうまく活用というか、それこそ前に一般質問でも言いましたけど、別刷りでも構わないんでね。何かこの事業のことをもうちょっと住民に知らせる努力というか、もうちょっとしていただきたいと思うんですけど、そこら辺、ちょっと前の一般質問とかぶるかもしれないんですけど、今の時点でどう、何か予定ありますか。さらにやる予定というか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。



委員長（北村 孝議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員おっしゃるのも、いろいろ聞いております。それで、今回この議案を上程させていただきまして、今度の1月の20日ですか、もし議会がいけましたら事業として基本協定締結になりますので、その分になりましたら業者さんの名前とか、それとか事業の展開とかというところに関しましては、その20日から2月の広報に間に合うか間に合わないかも、ちょっとタイム的に時間がタイトなスケジュールになってますので、その冊子的なものを入れるかというところに関しましては、2月もしくは3月ですね、その辺のところをまた考えております。

以上でございます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

今回の1月議会の議決とは直接関係ないですけど、今後この事業、ずっと続いていくものですし、やっぱり住民さん自身、この話、知ってる方でも、私を含めて議員とか人によって立場が違って意見も違うでしょう。そんなんもあって、正直分からんという方も多いですよ。だからそんなんもあるんで、この議会で議決を得るために説明会とかやって、もうそれ終わったらもうええねんじゃなくて、議決に関係なく、やっぱり周知というのは今後もずっとしていただきたいと思います。

もう1点、すみません、委員長。

委員長（北村 孝議員）

はい。

委員（勝元由佳子議員）

あと、ごめんなさい。ちょっと業者選定のことをお聞きしたいんですけど、私は、もうあえて、資料で出えへんの分かってたから、「出してくれ」と言えへんかったんですけど、その審査、多分各委員の方々の採点表というか、多分回収してあると思うんですよ。

で、私がちょっと気になったんは、この委員さん5名の構成のうち専門の方、専門で、かつ忠岡町とそんな直接利害関係のない中立な立場というんですかね、の方って、まあ言うたら2人、2名だけでしょう。大学の方ね。残りの3名の方って、町のね、町政に携わってる方、町の顧問弁護士の方で、町と利害関係のある方というふうに私は見てるんです。その中で、その3人の利害関係の方って、利害関係がある、かつ素人というところがあって、3人が素人かつ利害関係者で、2名が専門家で利害関係のない方、数でいうたら

この専門家の方のほうが少ないんですよね。

で、その審査の採点結果というんですかね。そこのね、回収されてるあれなんですけど、私、この審査基準、ちょっと頂いてるからね、別表2ですか見ててね、5段階で評価、全部チェックするようになってますでしょう、採点基準ね。非常にいいから悪いまでの5段階でチェックするようになっているんですけど、例えば何か5人の委員さんの採点で、専門家の2名とほかの3名さんとで大きく評価が割れたというか、乖離したような項目ってありましたか。

つまり、専門家の方は悪いというほう2名つけてるのに、町政のその3名の方は高評価つけてるとか、同じ項目でね。そんなんってありましたか。それか、軒並み全員同じ傾向、採点傾向やったのか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

ちょっと今、審査結果の点数は持ち合わせないんですけども、私の記憶では専門家の委員の皆様は、お2人の方はこの事業のこともよくご存じですし、もちろん廃棄物に取り組んでおられますので、環境行政にね、比較的評価は高かったように思います。

地元の関係の委員さんは、どちらかというところ、ちょっと厳しい点をつけられていたのかなというところであったように記憶をしております。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、あれですね。私が懸念してたんは、逆の場合というか、専門家の方2名が低い点つけてるのに、町政に関係してる3名の方で、かつ素人の方が高い評価つけてるのがあったとすれば、ちょっとそれはその項目、問題なん違うと思ったから質問したんですけど、逆でね、専門家の方が高い評価されてて、町民さんというか町政に携わってる方々がちょっと辛口で点つけてますよというんやったら、それはそんなに問題視することでもないかなとか思うんで、もし今ね、多分私もとっぴに事前通告もせずに質問したから、多分チェックしてはれへんかもしれないですけど、もし、確認していただいてね、もしそういう乖離してる、してて、かつ私が言うたみたいに専門家の方が低い点つけているみたいな、そういう項目があるんやったら、ちょっとこれが終わってからでも教えていただけたらなと思いますけど。ない。

住民部（谷野栄二部長）

はい。

委員（勝元由佳子議員）

それならもういいです。

委員長。

委員長（北村 孝議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

あと1個ね。もう1点気になったのが、何で1社かというところなんです。どこまでいってもね。で、サウンディング調査の時点ですかね、何か複数社ありますというようなことをおっしゃってたと思うんですよ。たしかこの業者選定のこと従前から議会でもこうやって我々も質問してたし、ちゃんと公平な業者選定になるんかというのも前から言うてた話なんで、そのときに理事者側の答弁は一応、候補というか、手を挙げる可能性のある業者というんですかね。候補、複数ありますというお答えやったから、ああ、それなら一応競争になるのかなと思ってたんだけど、蓋を開けたら1社でしょう。応札というかね。

だから、そこが何でなんというところがあって、もしサウンディングの時点で参入意思があったにもかかわらず今回入ってない業者さん、多分いてたと思うんですよ。そこを、聞き取りしてはるかどうかわからないですけど、何で入りはれへんかったかとか、分かりますか。想定でも想像でも結構ですけど、やっぱりそこが一番気になるんですよ。

住民部（谷野栄二部長）

はい。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

すみません、私もちょっと全部の資料がなくて記憶でしかないんですけども、大手プラントメーカーのところはおおむね非常に興味があるという話でした。といいますのも、これまでの行政がごみ処理を行ってきたというところが、人口減少であったりとかそうしたところで、いつまでも同じ状況が続かないというところを彼らも理解はしております、新しいこの公民連携の形というものに大変興味を持っているということがありました。

幾つかの事業者さんの中には、興味があるんだけど、今持ってるプロジェクトで手がいっぱいだから、ちょっと人員が割けないとか、ごみを安定的に供給する必要があるスキームになっておりますので、このサウンディングの段階でごみの関連企業とそうした話合いができないとか、そうしたことだったかと思えます。

ですから、意向はあるのは、確かに私も直接お話を伺いましたところ、あるにはあったんですけども、結果、事業として手を挙げて来ていただいたのは3社1グループであったということに理解しています。確かに複数の会社に来ていただくにこしたことはなかった

んですけども、結果的に1グループで申請していただいて、提案があったことに関してはよかったかなというふうに思っております。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

実は私もこれ、忠岡町がこの事業をするというので、プロポーザルをやるのも分かってたし、関西圏外ですけどね。全然、全国的にこんなんやってるところもあったりするから、ちょっとこんなん忠岡町でやるから、できたら参入できるんやったらしてくださいねって掛けたところあるんです、実は。で、すごい参入する意思というんですかね、感じやったのが、蓋を開けたら入ってはれへんかってね、実は。で、理由を聞いてもおっしゃれへんかったから、どこまでいっても分かれへんのですけど、そうやって何か撤退していきはったところも正直、私も直接知ってるから、何で入ってけえへんのかなっていうのは、どこまでもクエスチョンですね。もうこの1社しかないから、もう仕方はないですけども、ちょっと住民からすると期待外れというか、何で1グループだけの応札になったんかなというところは正直、私だけじゃなくて住民さんもちょうと違和感というかは言うてはったんで、それをちょっと申し上げておきます。

取りあえず以上です。

委員長（北村 孝議員）

他に、ご質疑ありませんか。

町長公室（立花武彦公室長）

委員長。すみません。

委員長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花武彦公室長）

先ほどの勝元議員の、行政財産か普通財産かなんですけど、今現在は行政財産なんですけども、貸し付ける場合は普通財産で貸し付けることになります。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

すみません。根拠条例が基本的にはないので、普通財産じゃないかというところですけども、目的としては、ごみを燃やしてますので、本来は行政財産じゃないかなという気がするんですが、そこのところは貸付けに当たって関係法令に従って適切に処理ができたかなというふうに思っております。

委員長（北村 孝議員）

議事の都合で3時まで暫時休憩します。質問まだありますよね。3時まで休憩。

（「午後2時44分」休憩）

委員長（北村 孝議員）

休憩前に引き続き審議を再開いたします。

（「午後2時59分」再開）

委員長（北村 孝議員）

質問をお受けします。

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

簡単なことです。忠岡町が議会や住民に説明をしてきた内容と、この企画提案書で出されてきている分のところで、少し違っているところがあるので、忠岡町はこれをどのように協議をして、どうしようとしているのかということを確認したいと思います。

まず1つが、企画提案書ですね。企画提案書の19ページのところの新施設の焼却施設の処理能力ですね。1炉220トン、1日の処理能力220トン、別のページを見たら何か平均で想定すると200トンというふうに書いてあるページもありましたが、一応処理能力220トンということになっております。

で、忠岡町は、住民説明会の資料とか議会向けには、想定している施設の規模は、1日の処理が何か200トン。ただ、何か処理能力とか平均処理能力とかそんなのではなく、200トンというふうに書いてありました。ということで、焼却施設の規模を何トンにするおつもりなのかということが1点。

そして、もう一つは、この廃棄物、何を燃やすのかということなんですが、企画提案書は26ページのところです。そこにいろいろあるんですが、汚泥というものがありまして、汚泥は、住民説明会とか議会には汚泥というものはありませんでした。汚泥といっても、これは何か日用品とか、何か食品やとかいうふうに書いてありますけれども、汚泥というのは一般廃棄物ではありません、汚泥というのは産廃ですよ。汚泥というのは。だけど、性状が一緒ですということで、汚泥を、これを受け入れるのかどうかですね。忠岡町はということですね。

汚泥も食べ物、口にするものやから大丈夫やと、いや、そんなものでもないものもあるかもしれませんので、汚泥についての扱いはどうされるのかということと。あと、廃プラスチックの、企画提案書26ページのところの廃プラスチック類の中に、括弧して（合成ゴムを含む）ということで、プラスチック全般の中の合成ゴムというのがどういうものなのか分かりませんが、以前確認したらタイヤとかそういうのは入らないと。ゴムくずも天然ゴム、タイヤってどういう物質なんか分かりませんが、これは入るのか。

燃やすのか燃やさないのか。忠岡町は認めるのかということなのですが、一応、貴町に認めていただいたものを本事業で受け入れますということなので、忠岡町次第ということなのかもしれないと思いますけれども、この点については忠岡町はどのようにお決めになるのかと考えているのかという点が2点目。

そして3点目が、企画提案書の27ページのところの発電、余剰電力を地域電力して有効活用のところの新電力会社ですね。ここが発電したもので、一応施設内でも使うんでしょうかね。ちょっと分かりませんが、そして売電ということで、余るので売電というんですけど、直接売電するような図が書いてあるんですけども、一応、大体関電とかそんなところに売電をして、そこからその線を使ってするのが普通ですが、この提案書は何か自分で線、各ご家庭に引いたりとか忠岡町役場に線、何か引っ張って行って直接売らんかいと、売電するのかということなのですが、こういう、この売電はどんなものなのかというふうに忠岡町は考えているのかということで、どういう売電の方法を忠岡町は考えているのかということで確認をしたいんですけども、よろしくお願いします。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

焼却処理能力が220トンとなっているのが、また200トンであったり、何なのかということなのですが、日量220トンの処理能力については廃棄物処理施設として許可能力ということでありまして、故障、修理など一時停止により能力低下することを考慮した能力設定であろうかと考えられております。220トンというところですが、実質、通常運転では実質200トン炉というような考えでいいと思います。

以上でございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

どういうつもりで200トンと、住民や忠岡町議会に説明をされてきたのかというところなのですが、どういうつもりで、出てきたらこうやったんですけども、200トンというのはどういうつもりで説明していただいていたんでしょうか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

この当初、事業ですね、あそこの今現在のクリーンセンターの敷地では、サウンディング調査した結果ですね、200トン炉というのが通常、200トン炉ぐらいまでしか建られないであろうということでありましたので、200トン炉というような表記をさせていただきました。

以上でございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたら説明、住民、議会に説明してきたのは最大200トンでしょうということで、どういう200トンかということ、平均処理能力が200トン、多いときもあれば少ないときもあるみたいな、そういうつもりの平均ということではったのか。ここは何か平均って書いてありますよね。企画提案書は平均。多いときもあれば少ないときもあって平均200トン。でも、処理能力として「何トンの炉ですか」って聞かれたら、「220トンの炉です」って言いはるんですね。処理能力220トンの炉と。忠岡町でも200トンですよというふうに言ってはった。その20トンの差って、できるだけそれは焼却炉が小さいほうが、出てくるものとかを考えた小さいほうがいいって思うのが住民の感情やと思いますけれども、その差についてはどう説明をして、どういうものにするというふうに忠岡町はお考えでしょうか。これはちょっと一番大事な、説明するところで一番、入っていくところが「200トンの炉です」と言うてはるんで、100トンが2つかなと思ったけど、あ、違ったわと思って受け止め。200トンと220トンのこの差というのはどのように埋めるつもりでしょうか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

埋めると申しますか、200トン进行处理していくと。そのうちの20トンが一般廃棄物で、180トンが産業廃棄物。それを燃やす炉として200トンということをお願いしてきましたけど、200トン燃やすためには200トンのキャパではいけないので、結果的には炉としては220トン炉であるけども、焼却するのは200トンということの説明であったかと思います。

以上です。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そのような余剰能力がないと200トン燃やせないという説明の仕方ではなかったの  
で、ちょっとその辺では、あれ、200トン言うてたのに220だわと思う方がほとんど  
だと思いますので、どういうつもりで説明してきたかという、220トンぐらいなかつ  
たら200トン焼けませんよというつもりで、200トン炉ですというふうに私たちに説  
明していらっしゃったんですか、そしたら。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

サウンディング調査のときには200トン、200トンということで会話をしておいま  
したので、我々も200トン、イコール200トン炉かなというところもありましたけど  
も、実際にこの提案を受ける段階になって言いますと、200トン燃やすためには20  
0トン炉では燃やせない、少し余剰能力を持っていますという説明であったというこ  
とでございまして、200トンと説明してきたものを210トン焼く、220トン焼くとい  
うことではございません。

以上です。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

平均200トンですけれども、そしたら最後、確認ですけれども、この忠岡町の今度、  
新しい焼却炉の処理トン数は何トンですかと。いろんな表に載りますわね。届け出、いろ  
いろね。何トン炉ですかといったら何トン炉なんですか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

アセス等には220トン炉ということで掲載されます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

じゃあ220トン炉であると、200トン炉ではなく220トン炉であるということだ



ということですね。

もう1点。

委員（北村 孝委員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

2点目のお答えをそしたら頂いていいですかね。汚泥の関係とゴムと。

住民部（谷野栄二部長）

汚泥、これは産業廃棄物のカテゴリーが幾つかに分かれてまして、汚泥というところがありますけども、これにつきましては事業者側とまだ何ら打合せをしてございませんので、まだ審査の入り口にも立ってないといえますか、提案書に書かれてるだけのことでありまして、今後の協議というふうに考えております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

汚泥というと、家から、一般家庭からは汚泥ってあまり出ないと思いますね。よっぽど瓶の中の、何かペットボトルとか何か腐ったものがあるって、それがドロドロになってる。これを汚泥というのか分かりませんが、でも、家庭から出るのはわずかなものですが、やっぱり産業廃棄物で出るとしたらかなりの量が出てくるということなので、やっぱり汚泥は汚泥であると。それは、土木とか建設とかで出てきた、下水道とかで出てきた、そういうものではないということですかね。この汚泥というのはね。

委員長（北村 孝議員）

答弁、谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

詳細な打合せはしておりませんが、一般廃棄物と性状を同じくするものということで理解をしておりますので、そのものについては受入れを認める、そうでない、公害が発生しそうなものは受入れを認めないということになるかと思えます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、汚泥というのは条件つきで認めるものの範疇に入るとのことですか。今のご答弁ではね。公害が発生するものやったら受け入れないし、大丈夫なものは受け入れる

というお答えのようでしたので。

住民部（谷野栄二部長）

先ほども言いましたとおり、まだこれは、汚泥というのも産業廃棄物の種類のカテゴリーの1つでございまして、以前にも申し上げましたけども、例えばポカリスエットですね。これは廃アルカリになったりとか、コカコーラは廃酸になるといったところで、この産業廃棄物のカテゴリーと実際のごみ質のイメージというのは、異なることがあると思います。それは、一つ一つの内容を審査した上で、受け入れるものは受け入れるという形で認めていくということになるろうかと思えます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

家庭から出るのもうわずか、かわいらしいものですけども、産廃で出てきたら何トンとね。トンという感じでどんと来るということもあるかと思うので、それになるとちょっとね、ほんまに一般廃棄物と性状、同じということなのかというふうにちょっとと思いますが、一応条件つきで、それもちゃんと見てということ考えているということですね。この汚泥に関して。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

汚泥にかかわらず、全ての品目に関して、今後協議をしながら適切に対応していくものというふうに考えております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

もう1点、ゴムですけども、天然ゴムとか合成ゴムとか、そういったものを燃やしますという提案してきてますけれども、ゴムの中でもちょっと問題となる古いタイヤとか、そういう、ちょっと燃やしたら害が出そうやなというものについては、忠岡町はどのようにお考えでしょうか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

それは個々の成分を見て判断をしていくものかなというふうに思っております。例えばゴムでもアスファルト系のゴムであったりとか、いろんな種類があるわけなんですね。建設系の廃棄物の中でも、で、そうしたアスファルト系のような、燃やすと何か害が出そうなものは受入れをしませんし、単なる天然ゴム系のものであれば受入れをするかもしれませんし、そこは個々、品物によって判断されていくというふうに考えております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ちょっと古タイヤにこだわるわけではないんですが、古いタイヤに関しては忠岡町はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

そこにつきましてもまだ協議が全然できておりませんので、それが本当に焼却処分で支障がないと判断すれば、それは受け入れてもいいのかなという気もしますし、不安が残るようであれば受入れをしないという判断になろうかなというふうに思います。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

忠岡町が認めていただいたものを受け入れると、向こうがそういう提案をしてきてるので、忠岡町の姿勢1つだと思いますので、何を燃やすかというところは。そういうことですよね。「協議をして」と言うけど、忠岡町がこういうふうにやっぱり考えているという、だからこの契約を認めてくださいというふうな、そういう提案の仕方を今されてるわけです。だから、忠岡町がどう考えてますという意味はきちっと伝えないといけないんじゃないでしょうかということでお聞きしてるんで、協議をしてからでないはまだちょっと分かりませんということでは、忠岡町の意味が、意思によってこれをすると言うてはる、ここに書いてあるので、意思はやっぱりきちっと言っていた方がいいのではないかなというふうに思いますが。ということやけど、一応協議をした上で、やっぱりはっきりとはちょっと今申し上げられないというふうなことで、そういうご答弁だということよろしいですか。

委員長（北村 孝議員）

よろしいですか。谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

これは住民説明会とか議会でも説明させていただきましたけども、民間処理運営会社と本町で協議を行いまして、SPC側から申請があると。そして本町で審査認定をしていくという流れになるんですね。で、紙や木、繊維、プラスチックの関係は認定をしていく、食品系廃棄物も同じく認定していく、その他一般廃棄物と同様性状のものにつきましては条件つき認定。これは有害と思われるものは不認定にしていくということでございます。そして、廃油等の有害物については、そもそも認定はしないということで、今まで住民説明会、議会の皆様に説明してきた内容を基本としまして打合せを進めてまいりたいと思っております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ということで、条件についてはちょっとまだここでは、これはこうしますというのはちょっとはつきり申し上げられないということですね。協議をしてやから、今ここでは「これは燃やします」「これは認めません」とか、そういうことはちょっとはつきりとは言えないというご答弁でよろしいでしょうか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

その他一般廃棄物と同様性状のものということで、これはやっぱし個々に見て判断するべきだと思うんですね。そこは専門家の話も聞きながら決めていくものというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

あともう1点の、その新電力会社の売電についてですが。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

これも、先例を見ますといろいろなやり方がありまして、従来の電力会社から新電力会社というものができてまいりまして、かなり多くの企業ができた。化石燃料の高騰によりまして多くの企業が困った状況になっているところも多く報道されているところ

でございます。

本町のこの公民連携事業の電力についても、これも事業者側からの一応提案ということでもありますので、今後どのようになっていくのかはちょっと分かりませんが、本町が申し上げていますのは、このごみ処理施設で生み出された化石燃料を使わない電力、また再生可能エネルギーとして生み出された電力を、できたら公共施設なんかで使いたいなというところで、地球温暖化対策の一助になればというふうに申し上げてるところでありますけども、具体的などころについては今後の協議ということになろうかと思っております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

プロポーザルか何か提案のときとか、何か質問とか何か、この辺は確認とかは取れてない部分ですね、そしたら。そのどんな方法で売電するかというのは。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

これも事業内容の説明を聞いたというところまでだったかと思えます。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

で、確認はちょっとしておらないということですね。直接、忠岡町ね、これ電源ありませんのでね。7時間しかなかったかな、何かね。自家発電の燃料が7時間やったかな。7時間やったので、忠岡町役場まで電気、引っ張ってきますと。で、充電してますと、もう電気送れますと。ただではないと思いますけれども、というふうな計画なのかと思ったんですけど、ちょっと違う。分からないですね。ここまで線引く方法が、かなり経費がかかるということで。だから地域で、電気を地域で使うというのは、ちょっとそれは線、個別に引くんかという話になるので、それはちょっと、地域の分は地域でというけど、結局は線がなかったら電気を送れないので、線を引かなかったら、どこぞにね、関電か何かに言って関電、別にその電気がここに来るわけではないということやから、ちょっと何か地産地消みたいな、そういうのはちょっと違うんじゃないかなというふうにちょっと思いましたけれども、一応まだ分からないと、どういう形で売電されるのかは分からないということですね。その確認ですが、まだ分からないということですね。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

言い忘れましたが、電気の地産地消、これは地域循環共生圏といいまして、環境省なんかがこういうことについて推進しているわけではありますけども、基本的に直送できるのはやっぱし議員おっしゃられましたとおり、近隣の施設があったときには直送ということはありません。本町には臨海地域に多くの企業もございますので、そうした可能性もなくはないと思っております。それがいい場合には、一旦売電にするのか、今また送電線を別事業で電力会社がやっておりますので、そこを利用して別の施設に送るということも可能であるというふうに聞いております。その仕組みにつきましても事業者側と話合いが進みましたら、一定皆様に情報をまた提供させていただきたいというふうに思います。

委員（是枝綾子議員）

以上です。

委員長（北村 孝議員）

他に、ご質疑ございませんか。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

三宅副委員長。

委員（三宅良矢議員）

26 ページの先ほどのごみの組成の1から13の下の行の「今後、貴町に認めていただいたものを本事業で受け入れます」とあるんですけど、貴町が認める、その主体としては担当課ということで考えているんですか。担当部課。要は、何か増やしてほしいと言ったときに多分交渉に来ると思うんですけど、要はもうそれは部課の、忠岡町の、貴町というのは部と課の窓口で決めるということでもいいですか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

基本的にはそうなるかと思うんですけども、やはり専門家のお話を聞いたりするところもあると思いますので、そここのところの体制というところは今後構築していくのかなというふうに思っております。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

よろしいですか。三宅副委員長。

委員（三宅良矢議員）

すると、議会に関しては特段通すこともないし、事後報告になるということでもいいんですかね。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

議会に関しましては、今回もしご議決いただいたら、あとはこちらで突っ走るということではなくて、やはり事あるごとに議会または住民の皆様に関しては情報を提供したりご意見を伺う場というのは設けていきたいというふうに考えておりますので、そのところはできる限りこちらも努力をしていきたいというふうに思っております。

委員長（北村 孝議員）

よろしいですか。

他に、ご質疑ありませんか。

前川委員。

委員（前川和也議員）

私は地域貢献というところで質問させていただきたいと思うんですけども、私も昨年、賛成させていただいた1人として、町民1人当たりの負担額を抑えるというだけじゃなくて、このSPCがですね、エネルギーセンターが地域に対する貢献という部分も本当に重要視しております。

特に、今そういう不安を持たれている町民さんもおられるということですので、この地域貢献の部分についても取り組んでいただきたいと思います。これはSPCが行うことなんですけども、町役場としても何かそこに関与はできないかなと考えたときに、この27ページに地域貢献に対するビジョンということでいろいろ書かれています。脱炭素社会づくりって、これは電力の地産地消であったり、エネルギーの効率的な回収であったりというのが脱炭素社会に資するものであるということと。

あと、この協定書の第7条に地元雇用及び地元企業の活用というふうにあります。これはSPCに構成企業、Bがあるから地元企業を活用しているというわけではないというふうだと思うんですけども、これらが、それで（3）催事や行事等への協力と、これらに対する最大限努力するというふうに協定書に書かれてるんですけども、これは最大限努力するというような書き方にどうもなってしまふんかなと思うんですけども、本当に最大限努力したんかなというのを見れる仕組みというのがあるのかなと思います。どうですか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

ちょっとなかなか見れる仕組みって、今ぱっと思いつかないんですけども、事業者側から聞いたところでは、例えば何かしら、この施設のために調達しなければならないものと

か、またそうした事業が発生した場合、どこかよそから連れてくるのではなくて、地元でもしそれをお願いできる場所があったら、積極的にそこは活用させていただきたいというふうには伺っております。

ですから、そうしたところでは地元企業の方も積極的に営業に行くのか、こちらから声掛けするのか分かりませんが、そうしたところに関わりを持っていただけたらなというふうには思っているところであります。

それと、2点目の地域に対する云々ですけども、そのところは、ちょっと先方がどのように考えておられるのか聞いておりませんが、そういう機会があったら地元のために何かしたいというような思いは持っていたらいいので、どのようなものがあるのかは分かりませんが、こちらのほうからお願いをすれば聞いていただけるものは前に進んでいくんじゃないかなというふうには思っております。

委員（前川和也議員）

はい。

委員長（北村 孝議員）

前川委員。

委員（前川和也議員）

本当にこれは守るべき指標というか数値基準というか、なかなか設定しにくい分野だと思うので、最大限努力するというような書き方にどうしてもなってしまうんだなというふうには思うんですけども、環境とか運営面においてチェック機能とか監視機能とか、今日は午前中からたくさん質問がなされてるんですけども、協定にこういうふうな項目を盛り込む以上は何らかの、チェックというの難しいというふうに部長もおっしゃってたと思うんですけども、本当に努力していただいているんだなというふうな、分かる仕組みは、町としても把握ができるような仕組みはつくっていただきたいなと、今後の詰めの中で、お願いしたいなというふうに思います。

委員長（北村 孝議員）

答弁は。

委員（前川和也議員）

いいです。

委員長（北村 孝議員）

他に、ご質疑。

委員（是枝綾子議員）

ちょっと、1点だけです。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）



すみません。ちょっと先ほどの新電力会社の関係のところの、27ページのところの新施設で発電した電力ということで云々ってあるんですが、そのうちのバイオマス由来の電力って、バイオマスって書いてあるので、いや、バイオマスで何か、そういう食品系とかいろいろそういったのを何か処理する、そういう発酵させてということをしはるんでしょうか。どこにも、ここにしか書いてないんですけど、ほかは全然そなん書いてないけど、ここになぜこれを書いていらっしゃるのかというので。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

これも以前説明させていただきましたけども、一般廃棄物の中ですね、今回、一般と産廃の混焼ですけども、焼却する中の約半数以上が自然由来の素材、例えば木であったりとか食品系ですね。食品系の廃棄物も自然由来のものでございますね。そうしたもの、自然由来のものについては再生可能エネルギーというところに位置付けをされていると、されるというふうに聞いてるんですね。ですから、ここで燃やされる廃棄物の全ては化石燃料を使わない電力で、そのうちの半分以上は再生可能エネルギー、太陽光とかと同じ再生可能エネルギーということに位置づけられるといたしますか、見ることができるということになっております。そのことを書かれてるのかなと思います。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

このまま読んだら、バイオマスで何か発電するというか、焼却せずにバイオマスで処理をして、木とか食品とかね。で、発電するというふうに読み取れてしまうんですけども、取り扱われますというところで、カウントするということですね。カウントというかね。そのバイオマスでしはるんやったら燃やさないということで、これ、環境にええことなんですけど、みんな、全部燃やすんですね。分かりました。分かれへんけど、認められないけど。

委員長（北村 孝議員）

他に、ご質疑ありませんか。

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

すみません、多分これも協議してからの回答になってしまうと思うんですけど、忠岡町のちょっと考えをお伺いしたいんですけども、産業廃棄物を受け入れる際に、マニフェストとかで多分その持ってきた内容というのは分かると思うんですけども、例えば物によったら混ざってくるものとか、多分あると思うんですね。そういったものを、産業廃棄物をきちんと管理するために、例えばこの業者はこの産業廃棄物しか持ってこないとか、そ

ういったような許可制というか、何かそういうのを考えてはないでしょうか。忠岡町の考え方として。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

今のこのマニフェストシステムにおいて、そうした許可制というのではないと思います。

ちょっと聞いたことがありません。

委員長（北村 孝議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

そしたら、例えば1つの業者が木くずを持ってきたりとか、次に紙くずを持ってきたりとか、そういった形で、あとは混ざったような形というのも、多分受入れも一応許可されていると思うんですけども、それだったら、例えばその中に混ざっているものがはっきり何なのかと、多分業者はきちんと分けてくると思うんですけども、実際にそれ、きちんと調べようとしたら展開しないと分からないところもあるじゃないですか。だから、そういったのを防止するために、この事業者のこのトラックはこの産業廃棄物だけ持ってくるという、そういった形の受入れ体制というのは、忠岡町としては考えてないんですか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

そこは考えているところではありませんけども、和泉の大栄環境のリサイクルセンター、議員の皆様も以前行かれたことがあるって聞いておりますけども、私も見てまいりました。特定の企業から、例えば食品系の会社やったら同じ種類のものが常時持ち込まれるということもありますでしょうし、建設系の廃棄物でしたら混載されてくるんですね。

それを彼らはどないしてるかという、広い選別場の中で一旦ぶっちゃけて、種類別に機械で取り分けて、その処理のラインに乗せていくという作業をやっておられます。木は木ですね。不燃物は不燃物、そんなような形で仕分けられていってるんですね。

本町の施設については、一部、破碎処理も行うというふうに書いておりますけども、大半が他のそうした施設で既に分別されたものが搬入されるというふうに聞いております。一部、小規模な破碎選別施設も設けるということに書いておりますので、地元地域の企業から直接搬入されて展開処理されるということもあるかと思うんですけども、そのような形で処理をされていくというふうに考えております。

委員長（北村 孝議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

そしたら、そこまで求めなくても、当然、産廃の業者のほうで事前にある程度分けて持ってくるという、そういった感じで捉えているということによろしいですね。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

ちょっと打合せしてなくて、ヒアリングのところで聞いただけですけども、他の箇所から持ち込まれるところのものについては、もう既に仕分けられて、燃やせる状態のものを搬入してくるというふうに聞いております。先ほど言いましたように、地元の企業さんが直接持ち込まれる場合には、同様に、施設の中で可燃物とか不燃物とかいうものを仕分けをしながら、燃やすものは燃やしていく、不燃物については集積して、またそれが処理できるところに搬出をしていくというような提案内容になっているかと思えます。

委員長（北村 孝議員）

よろしいですか。

他に、ご質疑ありませんか。

委員（松井匡仁議員）

すみません。

委員長（北村 孝議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

杉原町長にお伺いいたします。私、20日の本会議でも同じ質問をいたしますので、またそのときでも結構なんですけれども、ご返事は。これ、20日の本会議におきまして、もし否決された場合、令和6年4月以降のごみ処理についてどう考えていらっしゃいますか。

委員長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原健士町長）

当然、今、泉北環境のほうも、行く手は阻まれてます。本町といたしましても令和6年に火は消すということになってますので、また、否決された場合は代替案を出さなしようがないですね。今のままでは議会が通りませんので、そのときはそのときで、もう一度しっかりと考えながら、もう一度納得のいくように議会に提案をさせていただきます。

ただ、提案させていただきましたこの議案は、私は、先進事例の中でもあります、模範となるような事業だと私自身は考えておりますし、ちょっと先行しています相生市また熊本県でも、同じような事例で物事は前へ進んでいるんですけども、向こうは完全に議会も推進しておりますし、熊本に当たっては県まで前へ出て、しっかりと前へ進めている事業でございますので、私自身はこの事業に関しましてはしっかりとした事業だと考えてお

りますので、前回、先ほど共産党さんも言ってますように、今までの長期包括みたいなドジを踏まないというような形で前へ進めていきたいと思っておりますので、どうぞご理解のほどお願いしたいと、かように思うわけでございます。

以上です。

委員（松井匡仁議員）

ありがとうございました。

委員長（北村 孝議員）

よろしいですか。

委員（松井匡仁議員）

よろしいです。

委員長（北村 孝議員）

他に、ご質疑ありませんか。

議長（和田善臣議員）

はい。

委員長（北村 孝議員）

和田議員。

議長（和田善臣議員）

ほかにないですね、ほかの委員さんで。今日、朝からいろいろ質問していただいたんですが、特に松井君、一番初めに費用のことでかなり詳しく聞いていただきました。で、もちろん町民にとっても町にとっても、このコストというのは非常に重要なものです。それについてはもうある程度抑えられると。今、1人当たり3万6,000円かかっているのが、2万円ぐらいでいけるということで、それはいいんですが、もう1点、町民として心配なことは、やはり公害という問題ですね。空気汚染を初め、そういったことで心配される方が多い。特に子どもさんを持っておられる方にとっては、将来何か体に異常が出てくるん違うかとか、そういった心配もあると思うんです。

私、一応調べましたら、この物を燃やす中で出てくるガスというんか有害的なものが、どんな動きがあるんかということで、ダイオキシンについては、もうこれ20年近く前に日本でアスベストと前後して大騒ぎしました。それについて、このダイオキシンについては国も腰を入れて対策されました。そのことで大気中あるいは水の中とかで、それはダイオキシンの残留がすごく減ってます。もう基準よりか、はるかに下に減ってます。

ただ、私が懸念するのは、ほかに発生する、このあれで言うと23ページですかね。23ページに書かれているような、物を燃やすときに発生するものですね。一番下にダイオキシン類、書いてあるんですが、ダイオキシン類ってしてるのは、やはりダイオキシンでも200数種類あるって書いてるんですね。やっぱり塩素の結合の仕方によっていろいろなダイオキシンが出る。そういうことを書いています。

このダイオキシンについてはもう国の全体で、600何か所かで測ったらかなり低下して、問題ないレベルになっています。それでほかはあと。

委員長（北村 孝議員）

すみません、和田議員、質問の主旨がちょっと見えてこないのですが。

議長（和田善臣議員）

ですから、それについての問題はないかということです。

委員長（北村 孝議員）

そうですか。

議長（和田善臣議員）

あと、上にばいじん、これも抑えられると思うんですけどね。この図面見せてもらった。あと硫黄酸化物とか窒素酸化物、これらについてはいろいろ調べてみても、この大気中に残留しているという記録はないんですよ。これについて今度の施設では完全にこれらを抑えられるかどうか、これを一つ聞きたいんです。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

ダイオキシン類については、定期的に報告する義務があって、公表もされているところであります。そのほかの、ここに書いてございます硫黄酸化物であったりとか窒素酸化物、水銀、一酸化炭素につきましても、基準が決められておりまして、これにつきましても施設においても常時監視がされております。運転管理室においてこの数値が常時出てきて、聞いたところによりますと、この数値が上がってきたら警報が鳴ったりとかそれ以上に上がったなら自動停止したりとか、そうした設備も整えてられるというふうに聞いております。

そうしたところもありますので、やはりこの施設を適切に、こうした運転管理をすることによって環境への影響を極力、極限まで抑えていくといったところを考えておりますので、そのところは事業者側にも努力していただきますし、我々もチェックを入れていくというところで進めてまいりたいと思っております。

委員長（北村 孝議員）

よろしいですか。

和田議員。

議長（和田善臣議員）

それについては23ページのところに段階別に、どういうふうな操作をやっていくかというのを書いてますよね。それで現在と、大きな話になるんやけど、全国的に考えてこういったものは大気中に増えてないか、そういうことを聞きたかったんです。私、調べてもそれについては全く出てこないんでね。それはまだ調べたことないですかね。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

ちょっと手元に資料はないんですが、まずダイオキシンにつきましては大阪府が定点管理をやっております。府下で数か所ですね。

議長（和田善臣議員）

ダイオキシンについては、もう完全に減ってるというのは分かってるんです。

住民部（谷野栄二部長）

そのほかの成分につきましても、幾つか監視をしてるというふうに聞いておりますけども、今ちょっと手元に資料がないんですが、そうしたところで排出しているところの点検、そして実際の大气の中の状況についても監視はされてるというふうに思っておりますので、そのこのところをご安心していただけるのかなというふうには思います。

委員長（北村 孝議員）

和田議員。

議長（和田善臣議員）

現在、そういったものが浮遊してないかどうか、もし分かったら教えてください。

住民部（谷野栄二部長）

はい、分かりました。

議長（和田善臣議員）

それと、もう1点ですね。今度つくるのは今やっている10倍からの規模のものです。そういった点で、あの狭隘な場所にね、そういった施設を建てられるんかというのは不思議、我々素人としたら不思議な考え方なんですけども、このA3の図面を見せてもらったら、一番最後に配置図がありますよね。このところで平面的にはこんなものになるのかなあということは想像がつくんですが、何せ床面積というんかね、処理する床面積は非常に狭隘であると。そのままですよ、これやったら。で、今のところで立面の図面を出してくれというのはちょっと無理かと思えますけども、ただ、高さ的にはどのぐらいのものになるんか。そういったことも我々はちょっと懸念するところでありまして、それによって塔屋の高さも変わってくると思えますのでね。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

立面的にとかいうことでの資料は今のところ頂いてないし、聞いてもないんですけども、提案書の8ページにございます外観図ですね。類似施設の外観図、このようなイメージということの説明を受けておりますので、一定の高さはあるのかなあと思えますけども、この配置図を見る限り敷地全体を使ってるということでもございませぬので、高さが

それなりにあるとは思いますが、敷地全体、建屋で覆われているということもないのかなというふうには考えております。

議長（和田善臣議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

和田議員。

議長（和田善臣議員）

この写真を見せていただいているんですが、面積的にはかなり広いですよ。忠岡の予定してる場所と比べて。ですから高さは、これも結構高さはあると思うんですけどね、この写真でもね。これよりかまだ高くなるんじゃないかというふうに私は想像してるんですが、それはどんなものでしょうか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

その高さとかについて、ちょっと聞き取りは行ってないんですけども、今の現状よりは少し高くなるのかなというふうには思っております。ただ、建屋が必要なのは、プラットフォームであったりとか限定されております。で、炉本体とかそのほかの設備は一応外側に置くということで聞いておりますので、完全に建屋で囲うことよりも高さ的には抑えられているのではないかというふうには思っております。

議長（和田善臣議員）

分かりました。それで結構です。

それから、もう1点あります。すみません。

委員長（北村 孝議員）

和田議員。

議長（和田善臣議員）

あと、交通アセスのことなんですがね。これについて町内を走る車、トラック、主にトラックになってくると思うんですが、忠岡町内だけではなしに隣接する泉大津市、あるいは岸和田市も走ってくると思います。その辺の車の量の増加というんかな、そういうことも一応予想はされてるのでしょうか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

現状、その予測はちょっとまだこちらではしてないんですけども、類似の事例を見ますと、その施設に至るまでの幹線道路であったりとか、搬入に使うであろう道路に搬入のルートを書き込んで、で、1日に通る台数を表記をしております。今回のこの件につ

きましては公民連携施設になりますので、忠岡町内につきましてはパッカー車が通りますので、町内の路線ほぼ全て車が走るといような絵になろうかと思えます。

それ以外の車について、どれぐらいあるのか、また幹線道路、他市のところをどんだけ通るのかというところは、事業者側と協議しないと分からないんですけども、そのようなことでアセスの時点でお示しができるかなというふうに思っております。

議長（和田善臣議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

和田議員。

議長（和田善臣議員）

かなりの車の増加も考えられます。車の増加といやあ、近くに量販店が出たら増えますんで、そういったこともあるんで、一概にこれができるから増えるというんじゃないし、道路なんかは大きな道路ができたなら近くの細い道でも車が増えるというのは、もうこれ通例、分かり切ったことやからね。ただ、住民にしたらどれだけ車が増えるのかなということもやっぱり関心事やと思えますので、その意味でまた分かったら調べておいてください。

以上です。

委員長（北村 孝議員）

他に、ご質疑ありませんか。

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

すみません、今の和田議長の質問に対しての谷野部長のお答えでちょっと確認したいんですけども、この23ページ、企画提案書の23ページのところの公害の、大気汚染防止法のと、ダイオキシンの何かね、その関係の6つのこれについて基準があって、それで「常時監視をして自動停止します」というふうにお答えがありました。常時監視というか連続測定なしって、「煤塵と水銀とダイオキシン類は連続測定なし」って書いてあるんですけど、常時監視をしているのに連続測定がないというのはどういうことかと。連続測定してなかったら自動に停止することもないんじゃないかと思うので、ちょっとお答えとこの企画提案書の表のちょっと違いがあるんですけども、それはどう考えたらいいでしょうか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

すみません、全てが全てではないと思えます。廃棄物処理施設へ行ったら、公共なんかでしたら、こうした数字は建屋の前に電光掲示板なんかで表示されてるのを見られたこと



が、近くの施設にありますよね。そうした意味で申し上げたところで、すみません、全てのものではございません。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

窒素酸化物とかについては、NO<sub>x</sub>は随時されております、硫黄酸化物とかね。この2つぐらいは泉北環境とかどこでも、もう目に見えるように常時ずっと測定、連続測定されてますね。ですが、それ以外のものはされていないということは、やはりそこが心配ですね。測定するときだけしか分からないというものなので、出ているか出ていないか、これは分からないということなので、それはちょっと心配、住民が不安に思うことだと思います。

頑強な体の方で、健康な方でしたら何ともない、そういう物質ね、吸い込んでも。でも、やっぱり体の弱い方、お年寄り、子ども、そうしたアレルギーを持っているという方は過敏に反応するので、症状が出てくるというところで、やはり不安になるから、個人差があるので。全員が出ればそれは公害やというふうになるかもしれないけど、それで苦しむ方が出てくるということで、やはり大気汚染が今以上に量が多くなるので、出てくるということはやっぱり心配な、どこまでいっても消えないということですね。連続測定なしということを出ていますので、ということは言えると思います。

以上です。

委員長（北村 孝議員）

よろしいですか。

他に、ご質疑ありませんか。

委員（二家本英生議員）

まだあります。

委員長（北村 孝議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

すみません、津波対策はどうする予定ですかね。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

津波対策につきまして、この提案書には記載がございませんので、今後どうするかは話を聞いてみるということになるかと思えます。

委員長（北村 孝議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

もし南海トラフの地震が起こった場合、結構津波の高さも来るとのことなので、今の施設にそのままつくってしまうと津波の影響も多々ある、多分にあるのかなと思ってますので、その辺の対策等も今後協議していくと思いますけれども、そこはきちんとしていたいただきたいと思います。

以上です。

委員長（北村 孝議員）

よろしいですね。

他に、ご質疑ありませんか。

（な し）

委員長（北村 孝議員）

ご質疑がなければ質疑を終結いたします。

委員長（北村 孝議員）

閉会に当たり、町長よりご挨拶を頂きます。

町長（杉原健士町長）

はい。

委員長（北村 孝議員）

町長。

町長（杉原健士町長）

長時間にわたりましてご審議ありがとうございました。

就任以来、このごみ問題、ごみ、されどごみですけれども、これをやっぱり1丁目1番地に位置づけいたしまして、熟議に熟議、考え、また職員とも考えながら、何か反対派の人は私が公約違反やとかいうようなビラを配ったりとか、「産廃処理施設建設反対」とかいうふうなビラも貼ってますけれども、それに朽ちることなく、私は前を向いてしっかりと行きたいということでございます。

これはほかのところにも、日本国中でも先進事例になって、「ああ、忠岡町さんがいいことをやったな。住民に優しいことをしたな」と、後々、住民サービスもいけるというように頑張ってもらいたいと思っております。

今までの長期包括みたいに、やればやるほどお金がかかる。それと、10年先はバラ色の広域化が待っているというような、まあ、あまり先人の方の悪口を言うわけではないんですけれども、職員もそのつもりで動いてみたいですしけれども、動かずにこれ、14年間で進もうということになっております。こういうふうな失敗事例もあります。

その間にいろいろな、煙突問題、例えば破碎機の問題等々がございました。そういうふうな追加の工事費もかからないというふうになってますし、全国的に、また日本国中で公民連携というのを、これは視野に入れていかなあかんというのは国の方針でもございます。

また、ちょっと先駆けて、ちょっと口を滑らせたかも分かりませんが、大阪府のほうも公民連携デスクというのがありますし、そちらのほうにもまたうちの職員も1名派遣できるというおいしいお話も出てきましたし、これは、公民連携というのは当然これはこれからの国からの方針でもございますし、これの先進事例に私ども乗りますし、この仮称地域エネルギーセンターをいいものにしながら頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞ議員皆様方におかれましては、先の議会でご賛同願いますよう心よりお願い申し上げます、閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日は誠にご苦勞さんでございました。

委員長（北村 孝議員）

ありがとうございました。

本日は、皆さん大変ご苦勞さまでございました。これをもって閉会いたします。

（「午後3時51分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和5年1月17日

ごみ処理施設調査特別委員会委員長 北 村 孝

ごみ処理施設調査特別委員会委員 二家本 英 生